

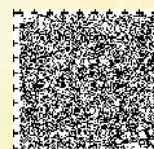
# 青梅市障害者計画

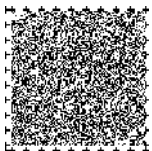
第5期（令和2年度～令和5年度）



令和2年3月

青梅市





## はじめに

青梅市では、これまで4期にわたり障害者計画を策定し、障害者福祉施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、東京都においても平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されるなど、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について規定されました。



また、平成30年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「児童福祉法」の一部改正が施行されました。

これらの障害者施策は、障害のある方が、ライフステージごとに支援を受けながら、自らの意思決定により地域生活を営むことができる共生社会の実現を理念として進められています。

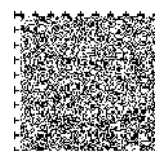
さらに、いよいよ今年開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も契機となり、より一層社会的障壁を除去し、共生社会の実現に向けた取組が展開されておりあります。

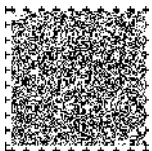
青梅市では、第6次青梅市総合長期計画において「福祉が充実したまち」を基本方向の一つに位置付けており、だれもがその人らしく暮らせる共生のまちづくりを目指してあります。今後も、「青梅市障害者計画」に盛り込まれた施策の実現に向け努めてまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました青梅市障害者計画検討委員会委員の皆様をはじめ、障害者団体および障害福祉事業所の皆様との意見交換や、「障害者計画策定に関する基礎調査」、「パブリックコメント」等を通じて貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

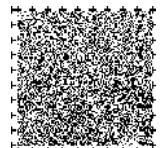
青梅市長 浜 中 啓 一



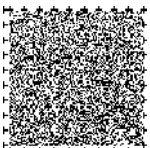


# 目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景 .....	3
2 計画の位置付け・性格.....	4
3 計画の期間.....	5
4 障害者（児）の範囲.....	5
第2章 障害者の現状.....	7
1 人口・世帯の動向.....	9
(1) 人口の推移 .....	9
(2) 年齢別人口構成 .....	10
2 障害者の動向.....	11
3 障害福祉サービスの実施状況.....	17
4 アンケート調査結果.....	18
(1) 障害支援区分の認定 .....	19
(2) 健康・医療・健診 .....	20
(3) 住まい .....	21
(4) 介助 .....	23
(5) 就労のための環境 .....	25
(6) 利用したい障害福祉サービス .....	27
(7) 地域とのつながりについて .....	29
(8) 差別の解消や権利擁護について .....	30
(9) 災害時の対応について .....	31
(10) 相談したいこと .....	32
(11) 力を入れてほしい障害者福祉施策 .....	34
5 主要な課題.....	36
(1) 共生社会の形成 .....	36
(2) 生活支援の推進 .....	36
(3) 自立支援の推進 .....	36
(4) 快適なまちづくりの推進 .....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本理念・基本的な考え方.....	41
(1) 自分らしく生き生きと暮らす .....	42
(2) 安全で、安心して快適に暮らす .....	42
(3) 地域でともに支え合い、生き生きと活動する .....	42
2 重点的な取組.....	43
(1) 情報提供・相談支援の充実 .....	43
(2) 障害福祉サービスの充実 .....	44

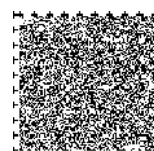


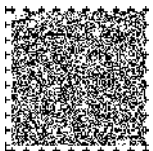
(3) 障害者差別の解消とアクセシビリティの向上 .....	45
(4) 安全で、安心して暮らせるまちづくりの推進 .....	45
(5) 切れ目のない支援体制の整備 .....	46
(6) 障害児支援の強化 .....	46
(7) 障害者の社会参加の推進 .....	47
第4章 基本施策別の取組 .....	49
1 施策体系・施策の展開 .....	51
1-1 共生社会の形成 .....	52
(1) ノーマライゼーションの推進 .....	52
(2) ボランティア活動の促進 .....	53
(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興 .....	53
(4) 交流機会の拡大 .....	54
1-2 生活支援の推進 .....	55
(1) 情報提供・相談支援の充実 .....	55
(2) 障害福祉サービスの充実 .....	56
(3) 保健・医療の充実 .....	57
(4) 障害児支援の体制の確保 .....	57
(5) 切れ目のない支援体制の整備 .....	58
1-3 自立支援の推進 .....	59
(1) 就労の促進 .....	59
(2) 経済的自立の支援 .....	59
(3) 住居の確保 .....	60
1-4 快適なまちづくりの推進 .....	61
(1) 福祉のまちづくりの推進 .....	61
(2) 防災・防犯対策の充実 .....	62
2 ライフスタイルに応じたサービス等 .....	63
第5章 計画の推進に向けて .....	65
1 推進体制の充実 .....	67
2 計画の実施状況の点検・評価 .....	67
3 サービス提供事業者の確保 .....	69
4 国・東京都・周辺自治体との連携 .....	69
資料編 .....	71
1 用語解説 .....	72
2 策定経過 .....	77
3 パブリック・コメントの概要および結果 .....	78
(1) 意見募集概要 .....	78
(2) 募集結果 .....	78
4 検討委員会 .....	79
5 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針 .....	81





# 第 1 章 計画の策定に当たって







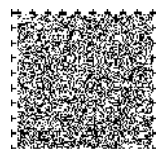
## 1 計画策定の趣旨・背景

国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの拡充等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、平成30年4月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成26年1月には、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」をスローガンとする国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ならびに雇用の分野における障害者に対する差別の禁止および障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

青梅市では、平成27年3月に、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまちづくり～」を基本理念として第4期障害者計画を策定するとともに、平成30年には第5期障害福祉計画および第1期障害児福祉計画を策定し、障害者（児）施策、障害福祉施策を推進してきました。

本計画は、第4期青梅市障害者計画が令和元年度をもって終了することから、新たに令和2年度を初年度とする第5期青梅市障害者計画を策定するものです。



## 2 計画の位置付け・性格

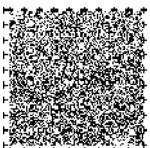
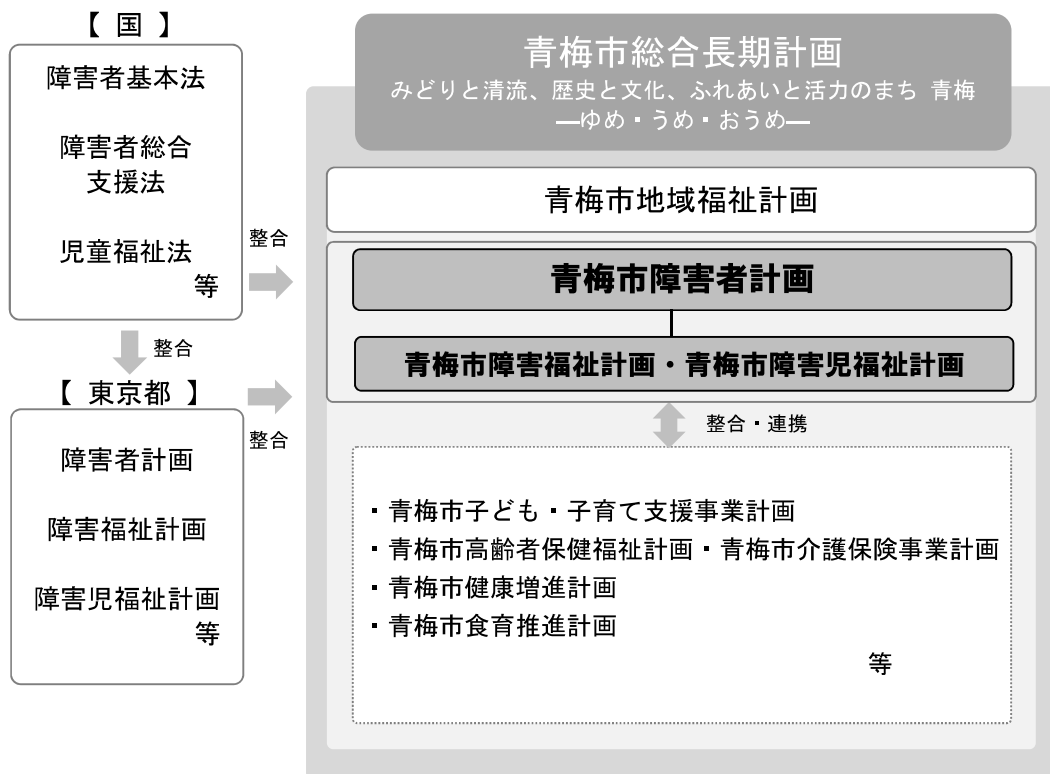
青梅市における行政計画の体系では、青梅市総合長期計画が最上位に位置付けられる計画であり、総合長期計画の実現のために、個別の行政計画が策定され、施策が実施されています。

健康福祉分野においては、その基本となる計画として「青梅市地域福祉計画」があり、健康福祉分野の個別の計画の一つとして、障害者計画および障害福祉計画、障害児福祉計画があります。障害者計画および障害福祉計画、障害児福祉計画は、子ども子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、食育推進計画等とともに、福祉分野の重要な計画となっています。

障害者計画は、「障害者基本法」にもとづく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中期の計画であり、平成19年4月から策定が義務付けられています。

障害福祉計画は、障害者の「生活支援」に関わる事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「障害者総合支援法」にもとづく計画です。

障害児福祉計画は、障害児の「生活支援」に関わる事項のうち、障害児福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けであり、「児童福祉法」にもとづく計画です。



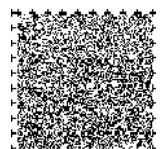
### 3 計画の期間

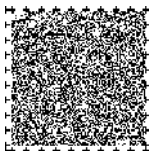
第5期青梅市障害者計画の計画期間は、3か年計画の障害福祉計画および障害児福祉計画と終期を合わせるため、令和2年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする4か年の計画とします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者計画	第4期				第5期				
障害福祉計画	第4期			第5期		第6期			
障害児福祉計画				第1期		第2期			

### 4 障害者（児）の範囲

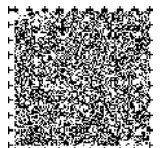
障害者総合支援法および障害者基本法の定義により、本計画における障害者（児）は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害がある方であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

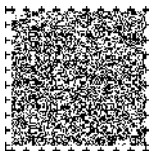






## 第2章 障害者の現状





# 1 人口・世帯の動向

## (1) 人口の推移 . . . . .

青梅市の人口は、平成31年1月1日現在で、134,086人、世帯数は63,142世帯となっています。人口の推移を見ると、近年、減少傾向で推移し5年前の平成26年と比べ3,747人(2.72%)の減少となっています。

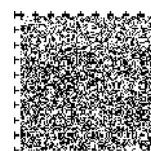
また、核家族世帯の割合が高く、平成31年の一世帯当たりの人員は2.12人となっています。

【人口・世帯の推移】

単位：人、世帯

区 分	人 口			世帯数	世帯人員
	総 数	男	女		
平成22年	139,713	70,329	69,384	59,326	2.36
平成23年	140,038	70,372	69,666	59,872	2.34
平成24年	139,746	70,153	69,593	60,259	2.32
平成25年	138,739	69,589	69,150	60,483	2.29
平成26年	137,833	69,049	68,784	60,810	2.27
平成27年	137,052	68,617	68,435	61,130	2.24
平成28年	136,750	68,617	68,133	61,897	2.21
平成29年	135,986	68,258	67,728	62,306	2.18
平成30年	135,248	67,954	67,294	62,882	2.15
平成31年	134,086	67,393	66,693	63,142	2.12

(各年1月1日)



## (2) 年齢別人口構成 . . . . .

人口の構成比をみると、平成22年1月1日には、年少人口(14歳以下)が13.27%、生産年齢人口(15~64歳)が65.47%、高齢者人口(65歳以上)が21.26%でしたが、平成27年1月1日には高齢者人口が26.11%、平成31年には29.61%となっています。年々減少している生産年齢人口、年少人口に対し、高齢者人口は年々増加し、着実に少子高齢化が進行しています。

【年齢別人口構成】

単位：人、%

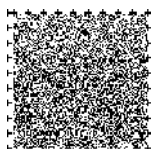
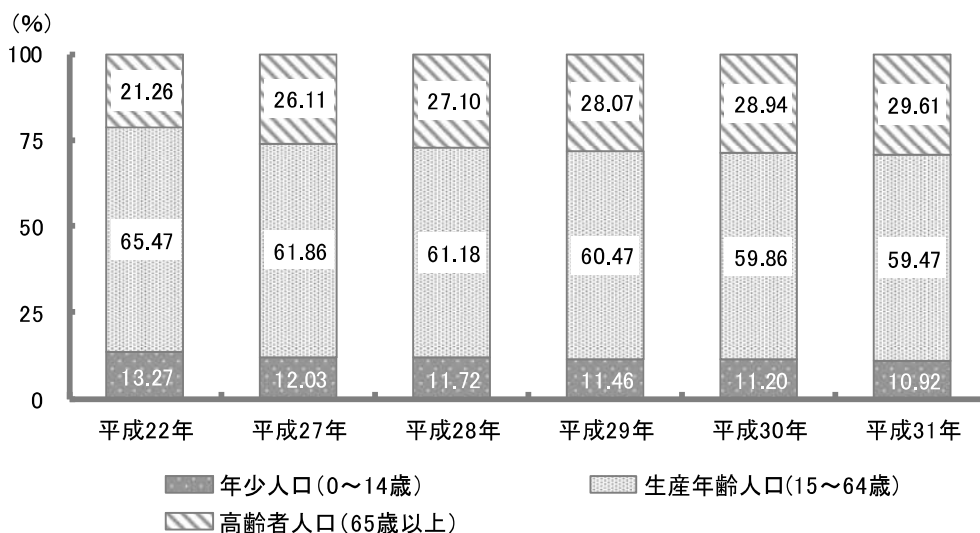
区 分	平成22年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
年少人口 (0~14歳)	18,537	13.27	16,490	12.03	16,030	11.72	15,587	11.46	15,146	11.20	14,642	10.92
生産年齢人口 (15~64歳)	91,468	65.47	84,783	61.86	83,665	61.18	82,227	60.47	80,962	59.86	79,746	59.47
高齢者人口 (65歳以上)	29,708	21.26	35,779	26.11	37,055	27.10	38,172	28.07	39,140	28.94	39,698	29.61
総人口	139,713	100.0	137,052	100.0	136,750	100.0	135,986	100.0	135,248	100.0	134,086	100.0

※住民基本台帳より算出

(各年1月1日)

※ 年齢不詳があるため、年齢別人口の合計は総人口と一致しない。

※ 割合は、年齢別人口を総人口で除しているため、合計が100%にならない場合がある。



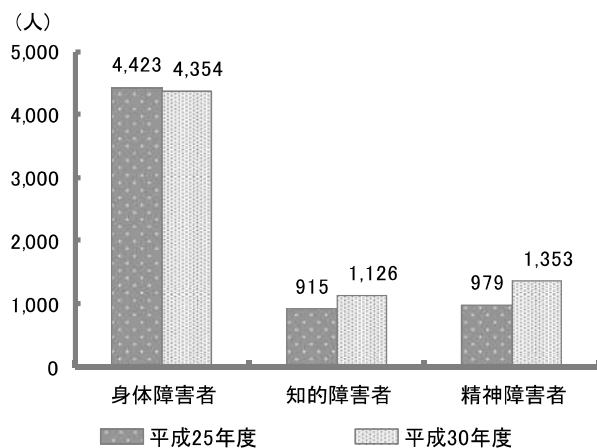


## 2 障害者の動向

平成30年度末現在で、障害者手帳の交付を受けている身体障害者は4,354人、知的障害者は1,126人、精神障害者は1,353人で、合計6,833人です。割合は、身体障害者が63.7%、知的障害者が16.5%、精神障害者が19.8%となっており、身体障害者の割合が多くなっています。

5年前の平成25年度と比べて、身体障害者は69人、1.6%の減、知的障害者は211人、23.1%の増、精神障害者は374人、38.2%の増、全体では516人、8.2%の増となっています。身体障害者は、横ばい傾向、知的障害者、精神障害者は毎年増加傾向で推移しています。

人口減少、高齢化が進む中で、身体障害の方の割合は、今後も増加することが想定されます。また、軽度の知的障害および精神障害（発達障害を含む。）の方の数も、増加することが推測されます。このことから、障害があっても安心して暮らせるよう、共に生きるまちづくりを進めていく必要があります。

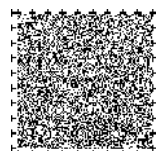


### ① 身体障害者

身体に障害のある方の数（身体障害者手帳所持者）は、平成30年度末現在4,354人で、総人口に占める割合は、3.2%となっています。平成22年度と比べ89人増、2.1%増加しており、青梅市の人口が減少している中、人口に占める割合は増加しています。

障害の程度別にみると、1級が1,683人（38.6%）で最も多く、次いで4級が987人（22.7%）、2級が619人（14.2%）、3級が574人（13.2%）の順となっており、1級と2級で過半数（52.8%）を占めています。

障害別（重複障害も含む。）では、肢体不自由が47.6%と最も多く、以下内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸機能、小腸、免疫、肝臓の合計）が32.7%、視覚障害10.6%、聴覚・平衡感覚障害8.2%、音声・言語機能障害0.9%です。



【身体障害者数の推移】

単位：人

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1級	1,595	1,632	1,660	1,665	1,662	1,683	1,709	1,711	1,683
2級	768	761	759	734	704	690	677	645	619
3級	593	605	610	614	617	626	618	597	574
4級	838	860	905	941	948	962	972	994	987
5級	220	219	211	207	210	223	223	215	222
6級	251	255	254	262	255	256	272	262	269
合計	4,265 (98)	4,332 (103)	4,399 (103)	4,423 (97)	4,396 (93)	4,440 (90)	4,471 (81)	4,424 (87)	4,354 (92)

※( )は、18歳未満児童再掲

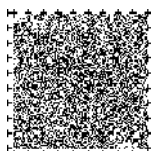
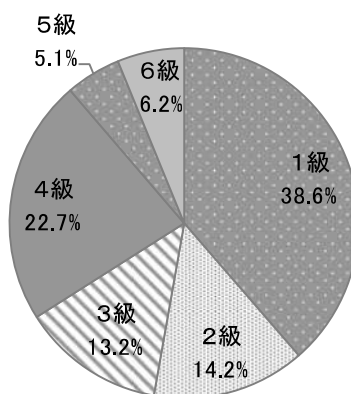
各年度3月31日現在

【身体障害者数の内訳（等級別割合）】

単位：人、%

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	うち 18歳未満	うち 18歳以上
人数	1,683	619	574	987	222	269	4,354	92	4,262
構成比	38.6%	14.2%	13.2%	22.7%	5.1%	6.2%	100.0%	2.1%	97.9%

平成31年3月31日現在



【身体障害者数の推移（障害部位別）】

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
視覚	476	474	481	475	462	461	465	457	461
聴覚・平衡	338	346	346	358	351	356	360	358	358
音声・言語	39	39	38	37	39	43	43	41	41
肢体不自由	2,234	2,259	2,274	2,276	2,248	2,263	2,230	2,151	2,073
心臓	611	634	654	649	652	651	675	701	686
じん臓	316	327	341	356	360	380	402	415	429
呼吸器	49	44	50	52	55	48	52	46	43
ぼうこう・直腸	185	191	197	201	204	211	217	226	229
小腸	5	5	5	6	5	5	5	4	4
免疫	9	10	10	10	17	18	19	22	27
肝臓	3	3	3	3	3	4	3	3	3
合計	4,265	4,332	4,399	4,423	4,396	4,440	4,471	4,424	4,354

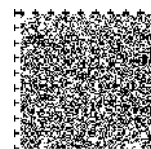
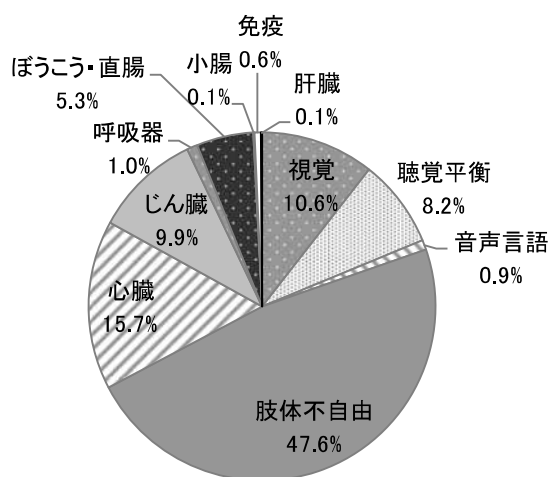
各年度3月31日現在

【身体障害者数の内訳（障害種別割合）】

単位：人、%

区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体 不自由	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	免疫	肝臓	合計
人数	461	358	41	2,073	686	429	43	229	4	27	3	4,354
構成比	10.6%	8.2%	0.9%	47.6%	15.7%	9.9%	1.0%	5.3%	0.1%	0.6%	0.1%	100.0%

平成31年3月31日現在



## ② 知的障害者

知的障害のある方の数（愛の手帳所持者）は、平成30年度末現在1,126人で、総人口に占める割合は、0.84%となっています。平成22年度と比べ331人、41.6%増加しています。

障害の程度別では、1度（最重度）39人、2度（重度）250人、3度（中度）247人、4度（軽度）590人となっています。4度が全体の半数を占め、特に増加傾向にあり、平成22年度と比べ261人、79.3%増えています。

【知的障害者数の推移】

単位：人

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1度	26	26	27	33	33	36	34	37	39
2度	218	217	224	224	224	233	238	248	250
3度	222	229	234	238	242	250	252	250	247
4度	329	361	381	420	425	487	522	547	590
合計	795 (202)	833 (204)	866 (209)	915 (231)	924 (233)	1,006 (240)	1,046 (248)	1,082 (248)	1,126 (261)

※( )は、18歳未満児童再掲

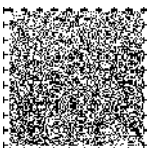
各年度3月31日現在

【知的障害者数の内訳（等級別割合）】

単位：人、%

区分	1度	2度	3度	4度	合計	うち18歳未満	うち18歳以上
人数	39	250	247	590	1,126	261	865
構成比	3.5%	22.2%	21.9%	52.4%	100.0%	23.2%	76.8%

平成31年3月31日現在



### ③ 精神障害者

精神障害のある方は、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する方です。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年度末現在1,353人で、総人口に占める割合は、1.0%、自立支援医療（精神通院医療）制度の利用者は2,518人（1.9%）となっています。

障害の程度別にみると、2級が667人で半数を占めます。なお、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の手帳所持者のうち、平成22年度と比べもっとも増加率が高いのが、精神障害で656人、94.1%の増となっており、特に3級（軽度）が362人増（3.1倍）となっています。

【精神障害者数の推移】

単位：人

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	160	163	171	157	145	151	143	141	151
2級	364	445	505	503	514	539	590	624	667
3級	173	220	278	319	355	370	439	484	535
合計	697	828	954	979	1,014	1,060	1,172	1,249	1,353

各年度3月31日現在

【精神障害者数の内訳（等級別割合）】

単位：人、%

区分	1級	2級	3級	合計
人数	151	667	535	1,353
構成比	11.2%	49.3%	39.5%	100.0%

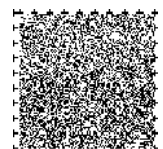
平成31年3月31日現在

【自立支援医療（精神通院医療）の疾病別内訳】

単位：人

区分	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	気分障害（うつ病など）	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	てんかん	症状性を含む器質性精神障害（認知症等）	精神作用物質使用による精神および行動の障害（アルコール、薬物依存等）	その他（分類不明を含む）	合計
通院	712	815	283	152	80	65	411	2,518

平成31年3月31日現在



#### ④ 難病患者

平成30年度の難病医療助成者数は、1,494人で、難病新法（平成27年1月）の施行や経過措置の影響も含めて、平成25年度に比べ、133人増加しています。

単位：人

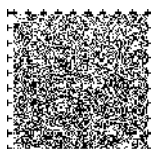
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,185	1,332	1,312	1,361	1,505	1,537	1,593	1,742	1,494

（参考）平成30年度東京都難病医療費等助成制度(国331疾患・都8疾患)

#### ⑤ 高次脳機能障害者

34人（平成30年度末青梅市障がい者サポートセンター利用登録者数）

ただし、高次脳機能障害に関して、正確な統計数値が無いため、潜在的な高次脳機能障害者の数は、上記数値より多いと考えられます。



### 3 障害福祉サービスの実施状況

障害福祉サービスについては、第1期から第4期の障害福祉計画によりその推進を図ってきました。

訪問系サービスについては、サービス支給量は緩やかな増加傾向となっておりますが、サービスの質的、量的な充実を図るためには、サービスを提供する福祉人材の安定的な確保が必要となっております。

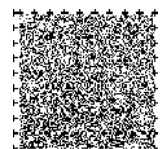
日中活動系サービスについては、日中活動系サービスの需要増に伴い、株式会社等の福祉サービス参入の機会が増えており、令和元年度は、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う市内13事業所に対し補助金を交付し、支援体制の量的、質的確保を図っています。

居住系サービスについては、親亡き後問題、地域移行の推進により、共同生活援助（グループホーム）の需要が高まっていますが、土地活用などを目的とした新規事業の参入も目立っており、サービスの質の確保が求められています。

相談支援については、入所施設や精神科病院に併設されている計画相談支援事業所が地域移行支援、地域定着支援を実施しており、地域移行の円滑化を図っています。

地域生活支援事業については、青梅市障がい者サポートセンター、特定相談支援事業所等において、障害者・児に対するマネジメントを行うとともに、市ホームページや障害者のしおりを活用し、制度の周知を図っています。

今後も、障害者のニーズに適切に対応できるよう、支援体制やサービス体制の充実を図っていく必要があります。



## 4 アンケート調査結果

計画策定の基礎資料とするため、平成30年12月に「障害者手帳」、「愛の手帳（療育手帳）」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病医療費助成受給証」の交付を受けている方2,000人を手帳の種類毎に無作為に抽出し、アンケート調査を行いました。主な結果は、次のとおりです。

### 【アンケート実施概要】

#### ■調査設計

調査対象：平成30年12月1日現在青梅市に在住の身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者および難病医療費助成受給者

※障害が重複する場合は主なもの

調査方法：郵送法（郵送配布—郵送回収）

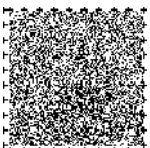
調査期間：平成30年12月20日（木）から平成31年1月15日（火）まで

調査項目：障害の種類、暮らしの状況、医療や健康、住まいの状況、日中の活動、外出状況、障害福祉サービスの利用の状況と意向、情報提供・相談支援、地域とのつながり、差別の解消や権利擁護、災害時の対応、力を入れてほしい福祉施策についてなど59問

#### ■回収結果

区分	発送数	有効回収数	有効回収率
身体障害	1,100	536	48.7%
知的障害	300	209	69.7%
精神障害	300	199	66.3%
難病	300	238	79.3%
合計	2,000	1,182	59.1%

※障害区分重複者がいるため、有効回答数の実数は949件で、有効回収率は47.5%です。





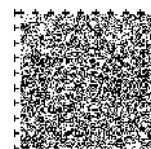
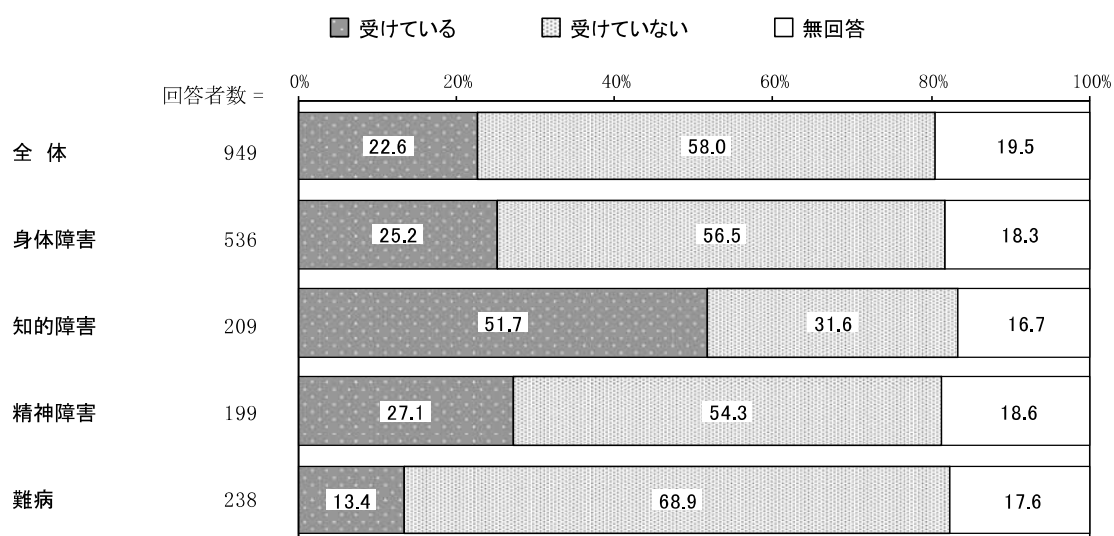
## (1) 障害支援区分の認定 . . . . .

障害支援区分の認定については、「受けている」の割合が22.6%、「受けていない」の割合が58.0%となっています。

介護保険の認定を受けている方は、全体の14.8%となっています。

サービスの提供に際しては、児童福祉法から障害者総合支援法、そして介護保険法へと、スムーズにつながり（連携）が図れるような配慮が求められます。

図 障害支援区分の認定



## (2) 健康・医療・健診 . . . . .

健康状態は、「医院・病院に通院している方」は70.9%である、往診を受けている方や入院している方を含めて、医療を受けている方は75.5%、7割半ばとなっており、「健康である」と回答した方は20.4%となっています。

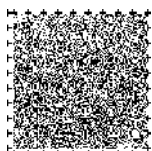
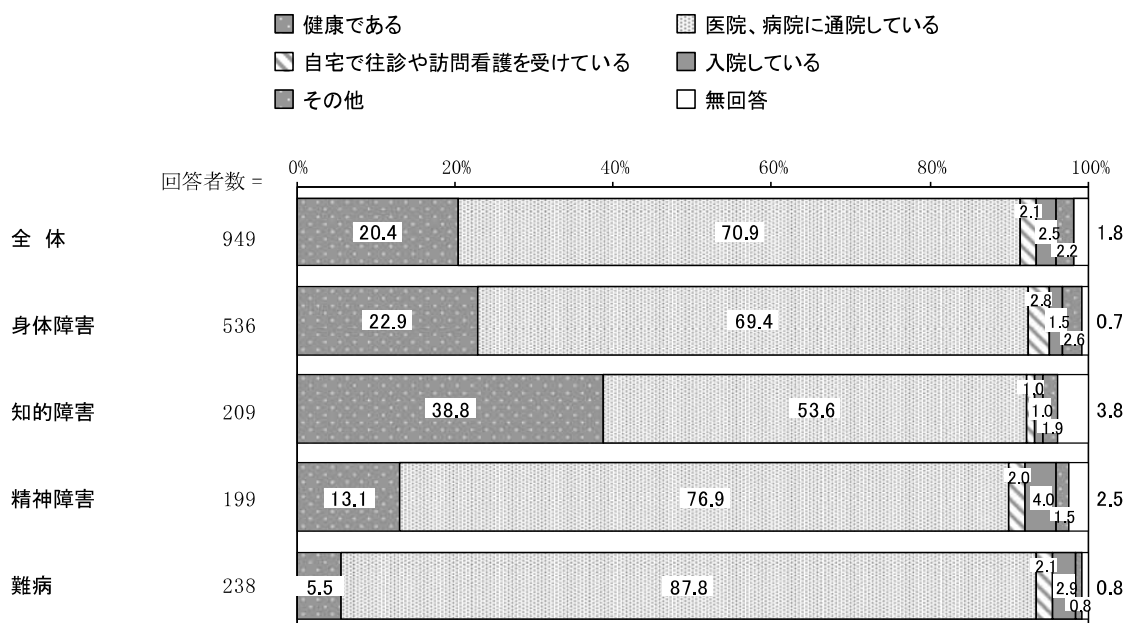
通院時の交通手段は、「自家用車(家族が運転)」が31.5%、「公共交通機関」が22.7%となっています。

「かかりつけ医院、病院」がある方は83.4%、過去1年間に健康診断を「受けた」と回答した方は66%、約6割半ばとなっています。

また、「かかりつけの歯科医院、病院」がある方は70.9%、過去1年間に歯科健診を「受けた」と回答した方は61.3%、約6割となっています。

医療体制の充実のほかに、通院時には、家族の送迎に頼っている割合が高いことから、医療を受けやすくするための移動手段の充実が求められます。

図 健康状態



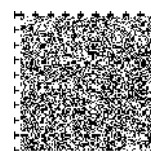
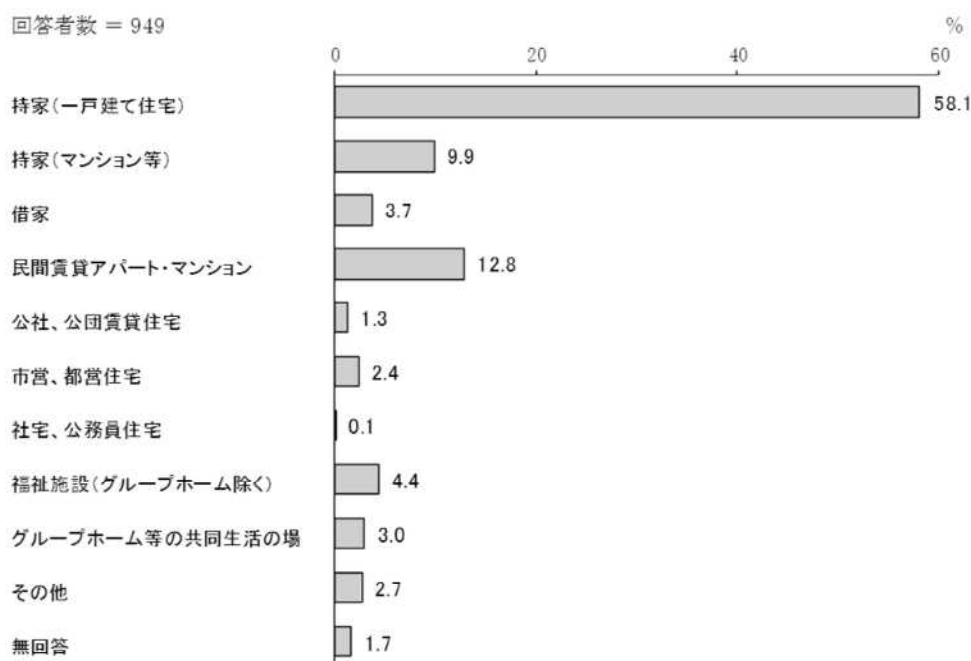
### (3) 住まい・・・・・・・・

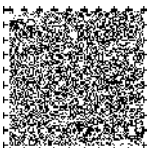
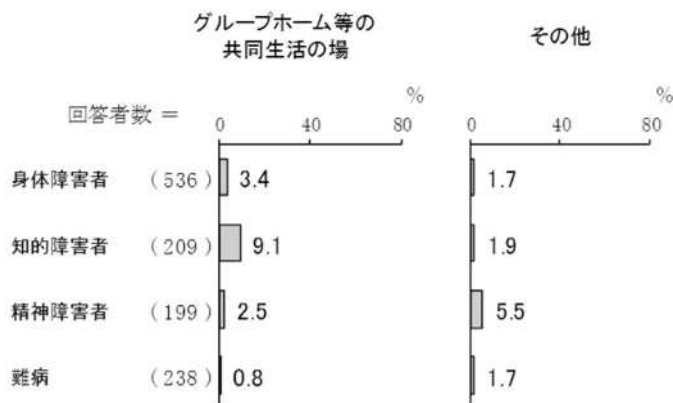
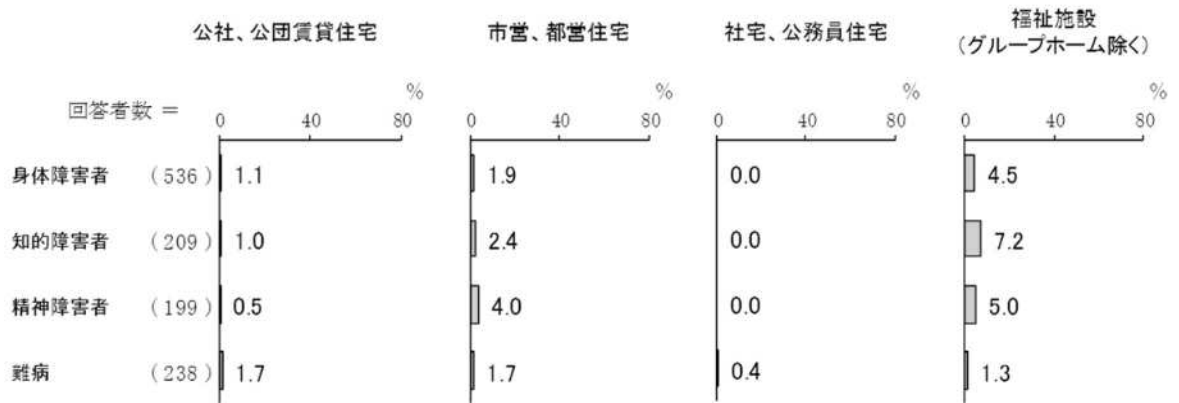
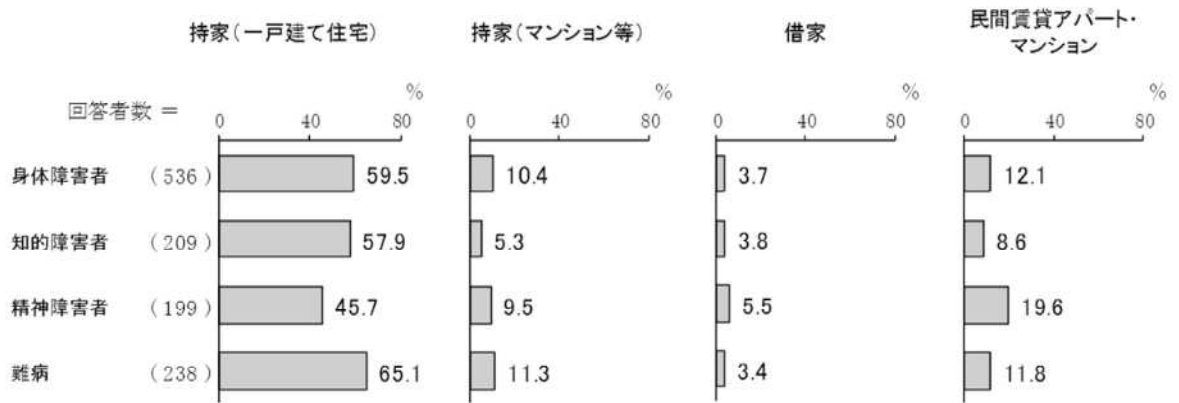
現在の住まいは、戸建てやマンションなどの持家の方が68.0%であり、アパートや公営住宅などの借家の方が20.3%、グループホームや福祉施設などに入所している方が7.4%となっています。

障害の種別のニーズでは、知的障害のある方で「グループホーム等で共同生活がしたい」や「福祉施設に入りたい」と回答した方が比較的多くなっています。

障害のある方の年齢や障害の種別などに応じて住まい方のニーズが異なっており、ニーズに応じた対応が求められます。

図 現在の住まい



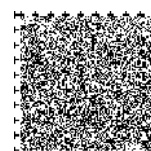
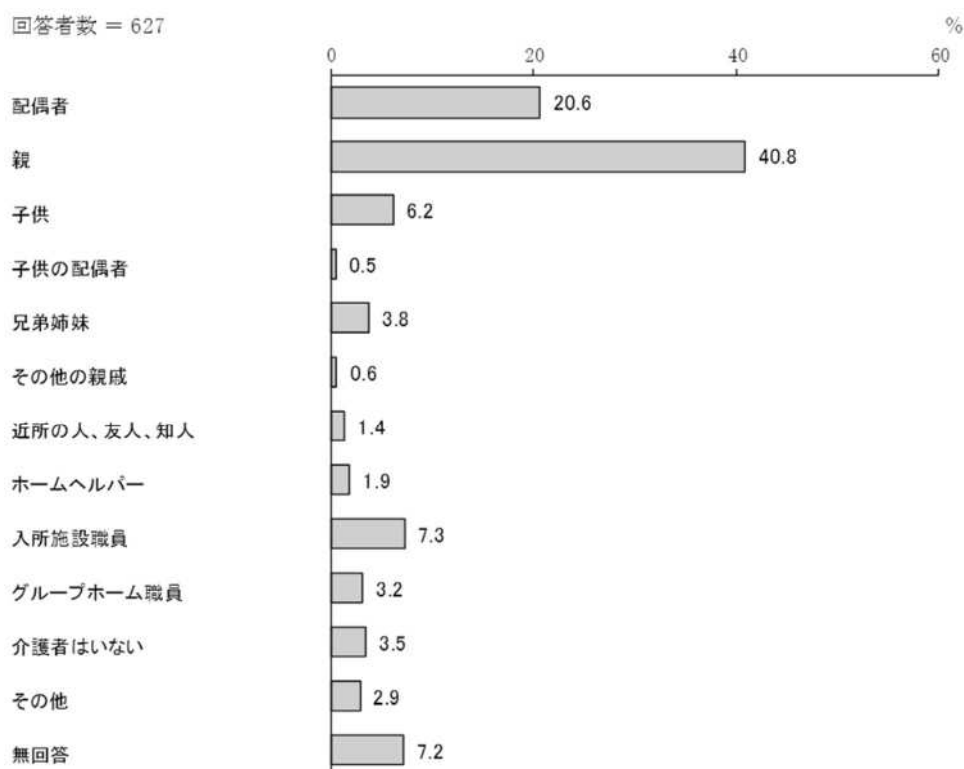


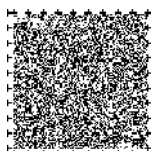
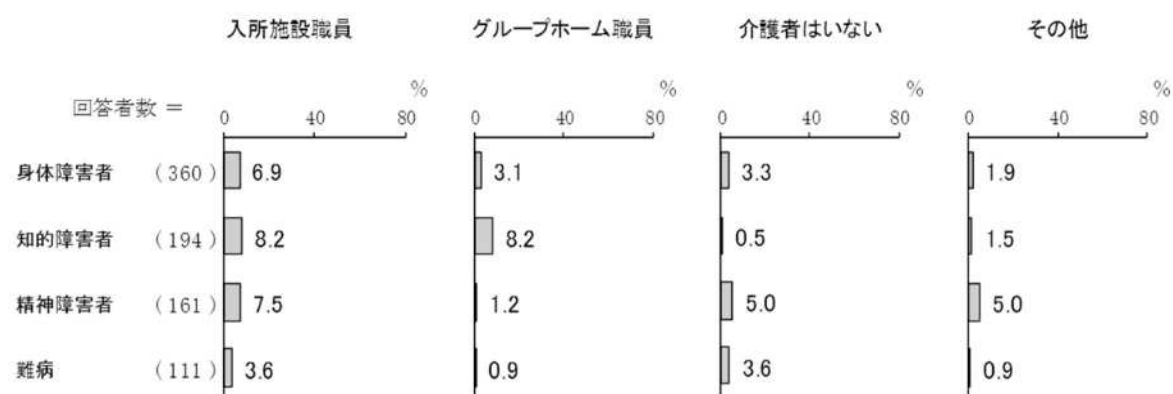
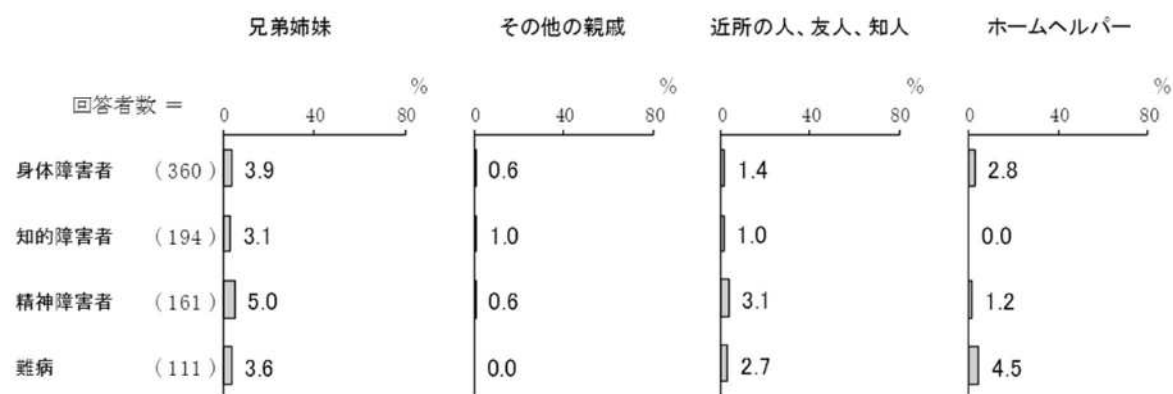
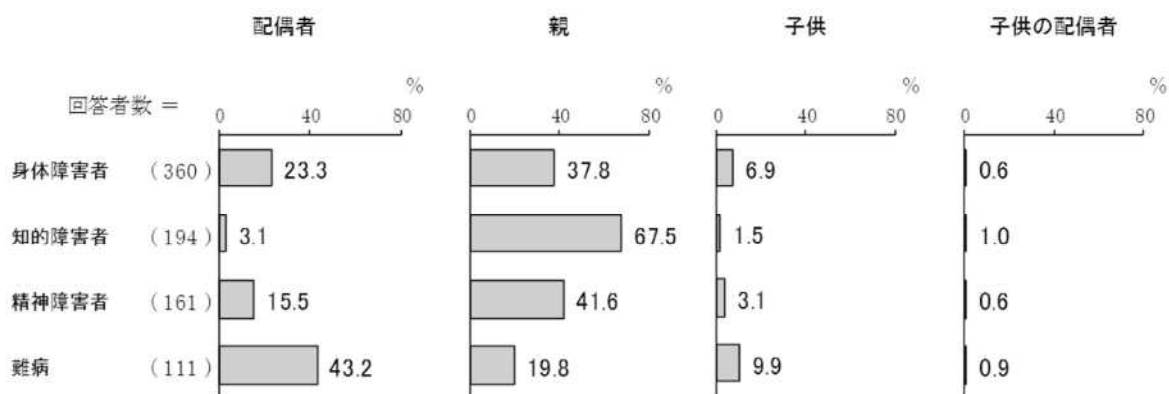
#### (4) 介助 . . . . .

何らかの介助を必要とする方は、66.1%に上っています。

介助を必要とする方の主な介助者は、「親」が40.8%、「配偶者」が20.6%となっています。障害種別により、介助者の状況が異なっており、将来の介助に向け、個別の事情等に応じて柔軟に対応する体制の整備が必要となっています。

図 介助を必要とする方の主な介助者



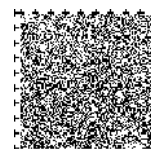
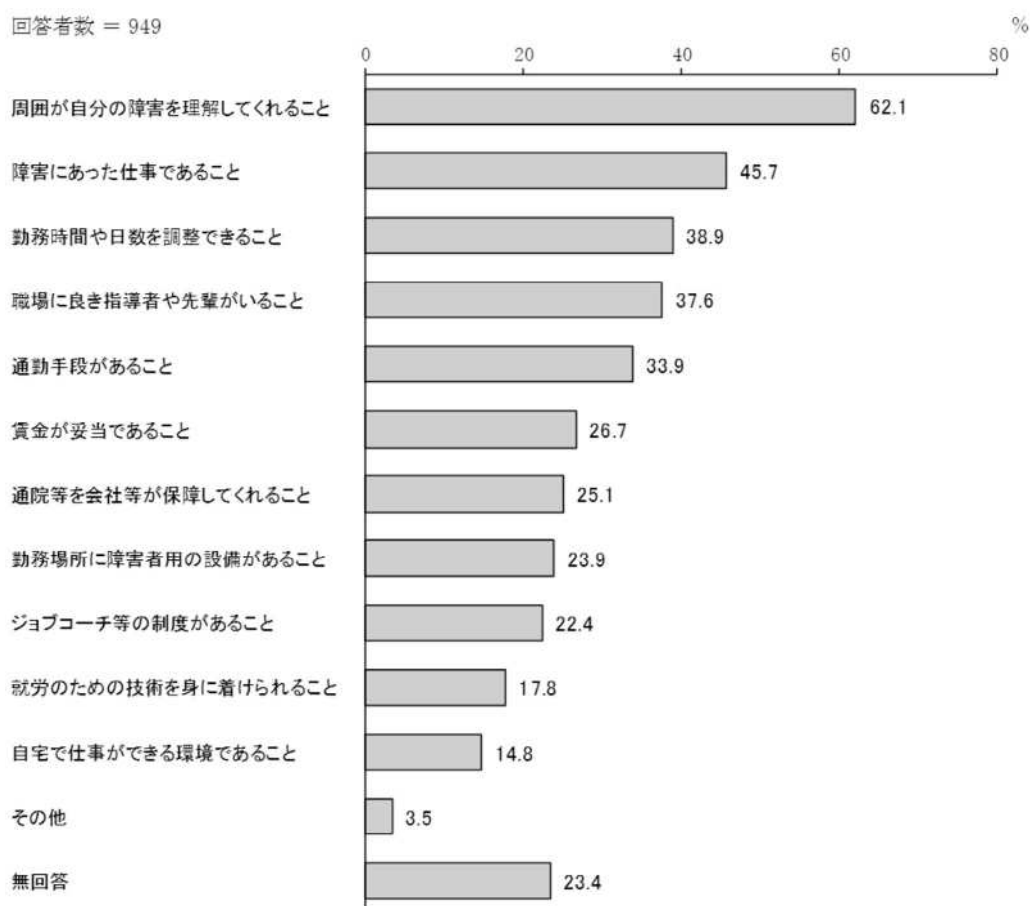


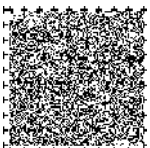
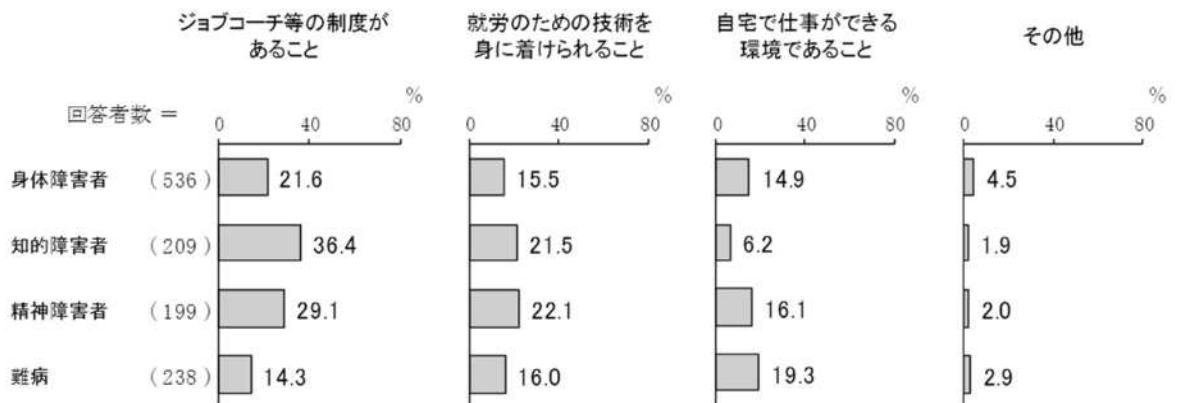
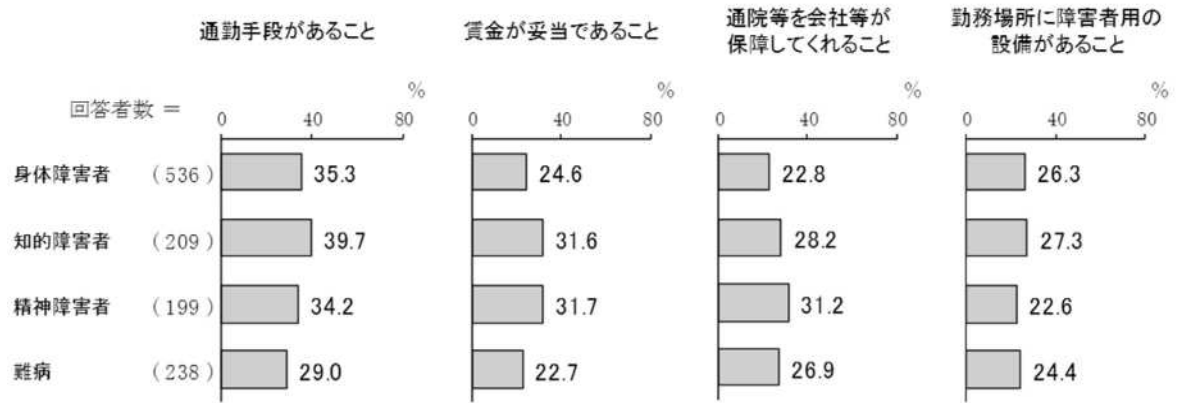
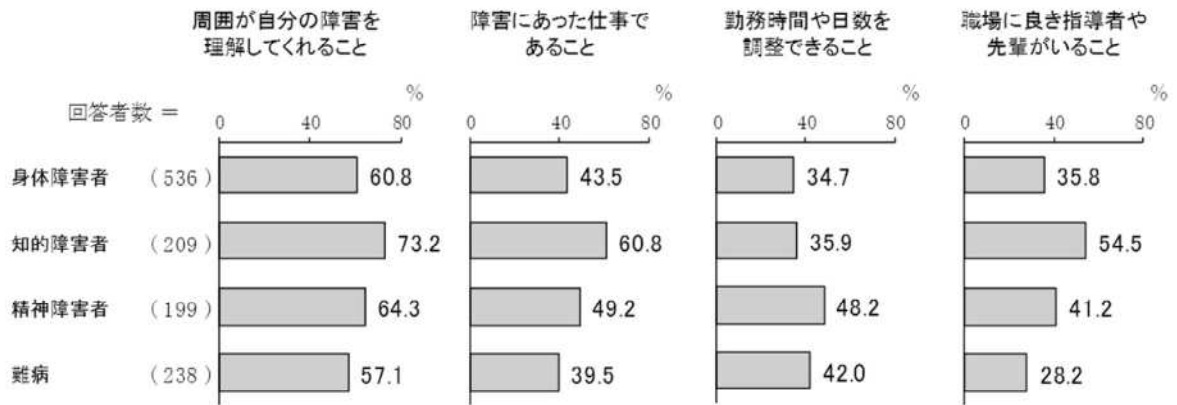
## (5) 就労のための環境 . . . . .

障害のある方が働くために必要な環境は、「周囲が自分の障害を理解してくれる」が62.1%で最も多くなっています。次いで、「障害にあった仕事である」が45.7%、「通勤時間や日数を調整できる」が38.9%、「職場によき指導者や先輩がいること」が37.6%となっています。

障害のある方への理解を広めるためには、学校教育をはじめとした福祉教育を推進することが重要であり、青梅市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）や地域の障害福祉施設・社会福祉協議会等を含め、関係機関と連携した取組が求められます。また、障害の状況にあった仕事を確保し、就労を促進していくことが求められています。

図 障害のある方が働くために必要な環境







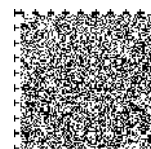
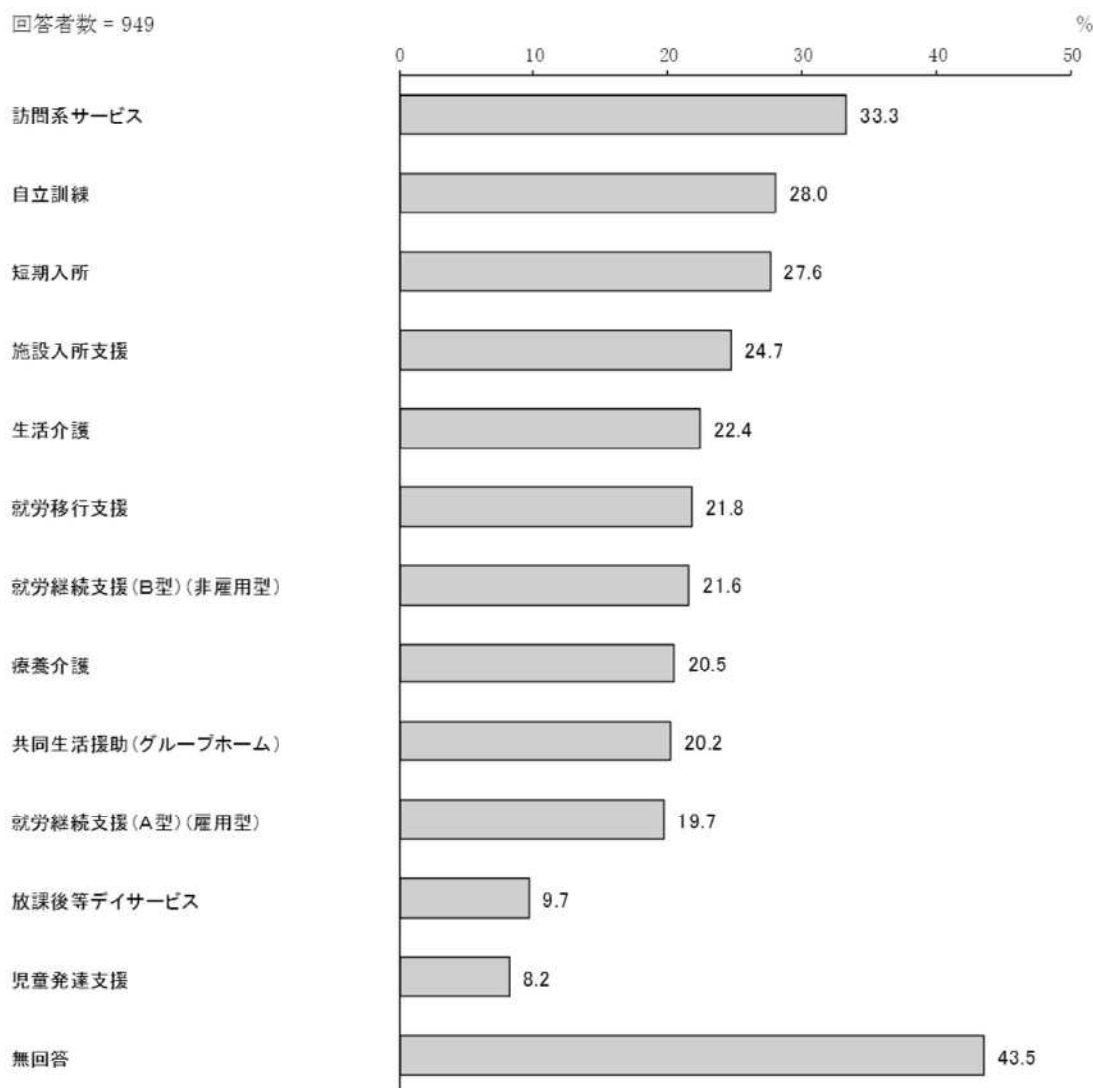
## (6) 利用したい障害福祉サービス . . . . .

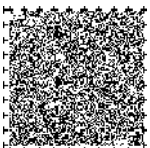
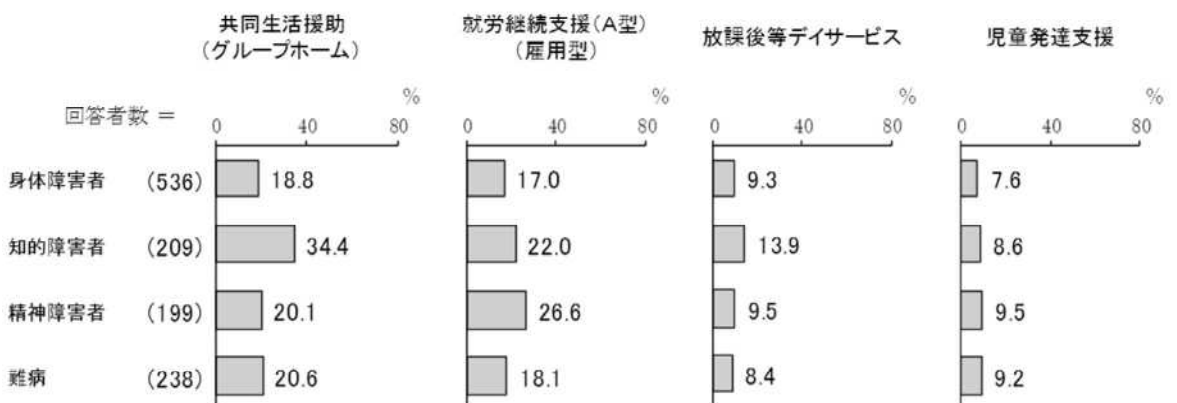
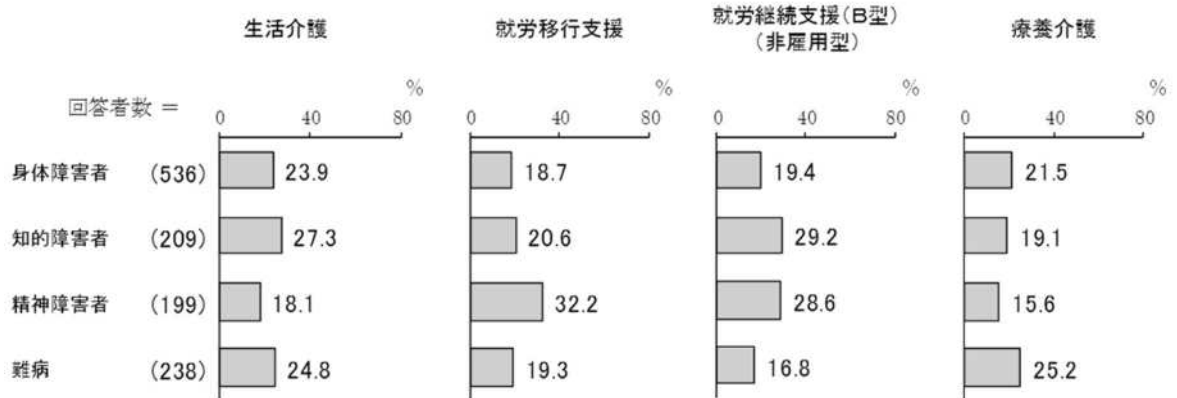
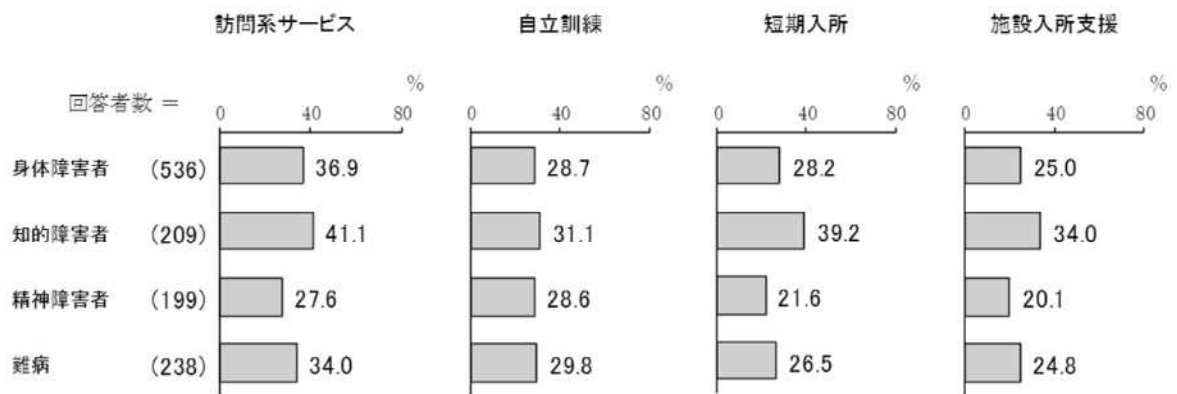
障害者総合支援法における個別給付サービスを「利用している」方は、29.7%、約3人に1人となっています。また、将来利用したいサービスが「ある」と回答した方は56.5%、約半数となっています。

将来利用したいサービスがある方で利用したいものは、「訪問系サービス」が33.3%、「自立訓練」が28.0%、「短期入所」が27.6%、「施設入所支援」が24.7%、「生活介護」が22.4%など、見守り体制の伴うサービスを希望する方が多い結果となっています。

このことから、中・長期のサービスニーズを適切に把握しながら、障害福祉サービスの充実を図っていく計画的な取り組みが必要です。

図 将来利用したいサービス





## (7) 地域とのつながりについて . . . . .

地域の方々との付き合いの有無については、全体では、「ある」が42.3%、「ない」が50.9%となっており、特に精神障害で「ある」の割合が27.1%と他に比べ低くなっています。

地域の人との付き合いをしていきたいと考えている人は1割半ば程度となっています。障害のある人が社会の様々な分野に参加していくためには、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実が必要です。

図 地域とのつながり

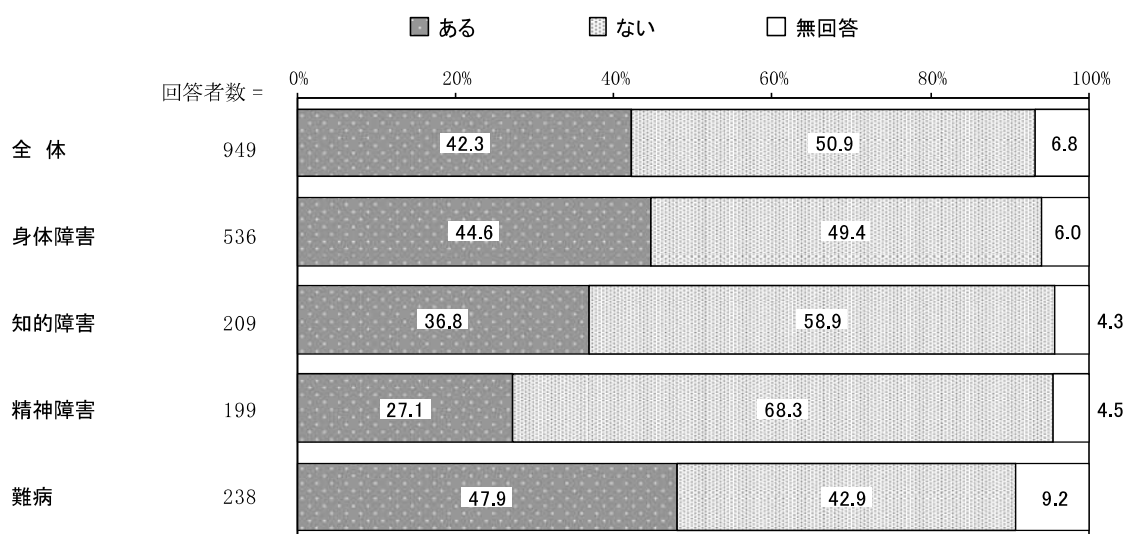
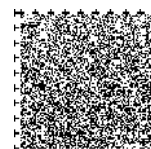
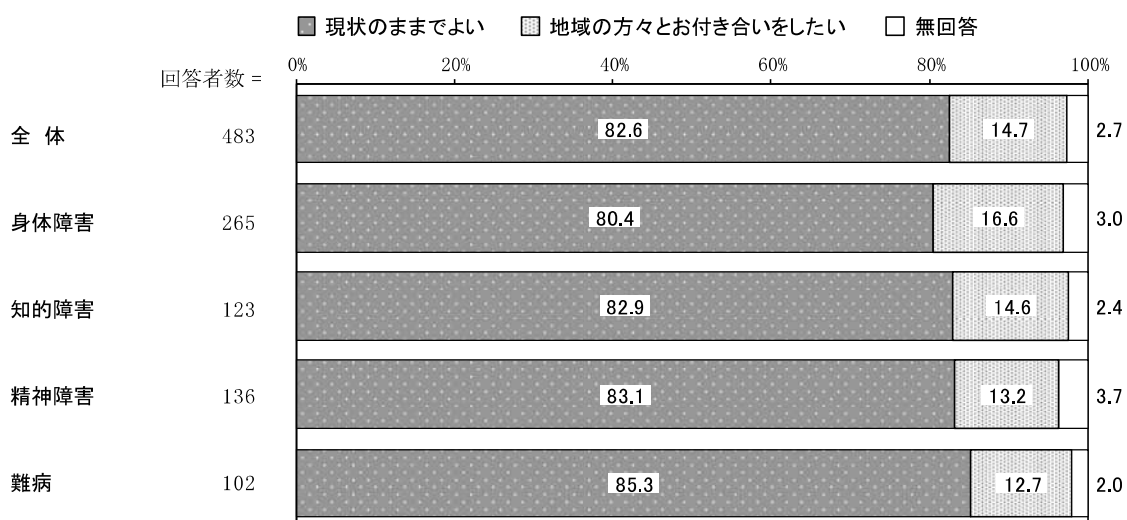


図 地域の方とお付き合い

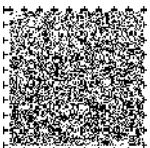
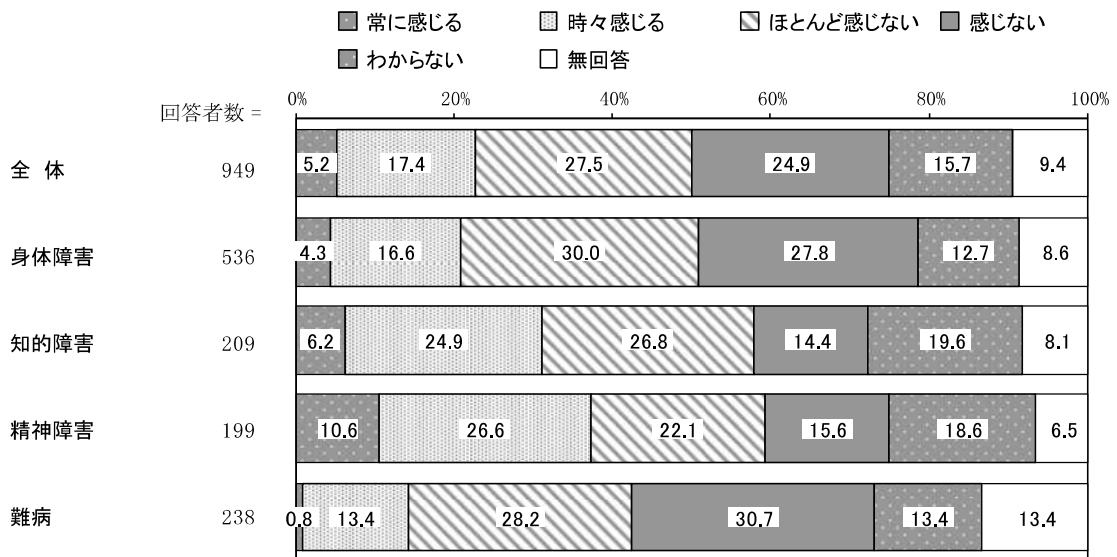


## (8) 差別の解消や権利擁護について . . . . .

日常生活での障害者への差別や偏見を「感じる」方の割合は、22.6%で、特に知的障害、精神障害で割合が高くなっています。

障害者が地域で安心して暮らしていくためにも、障害者差別の解消を推進し、障害者に対する理解を広げるとともに、障害者差別に関する相談への適切な対応と、障害者への配慮が広く地域で実践されるように普及啓発を進めることが重要です。

図 日常生活の中で差別や偏見



## (9) 災害時の対応について . . . . .

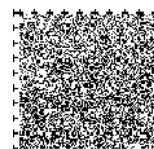
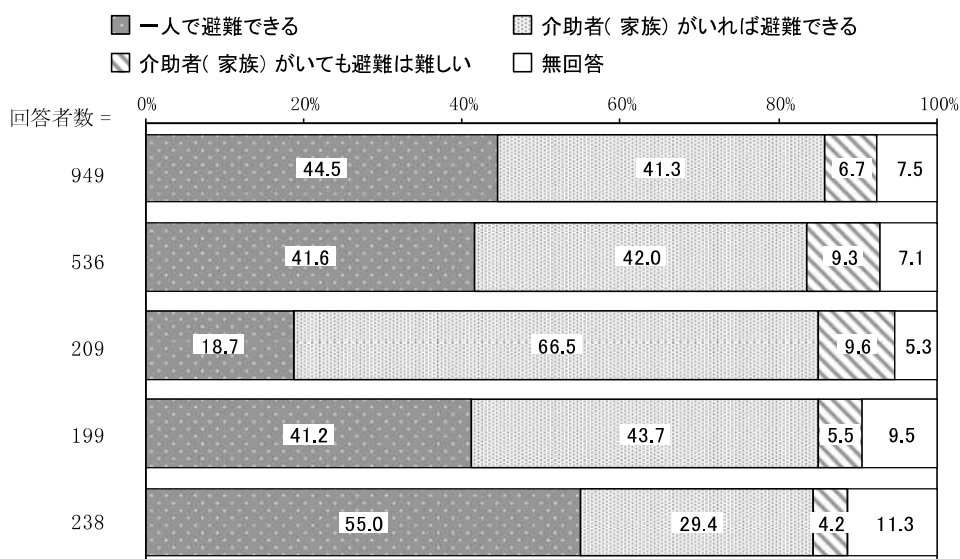
災害に対する準備として、全体では「特に準備はしていない」が29.0%、知的障害、精神障害では「地域の避難場所や避難所を知っている」の割合が他に比べ低いことから、日頃からの備えが十分に整っていないことが課題とされます。そのため、福祉避難拠点の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、医療的な対応や精神障害者の対応を含めた避難生活における安心安全の確保等に向けて取り組んでいくことが必要です。また、日頃から災害への備えをするよう支援することが必要です。

図 災害に対する準備

単位：%

区分	有効回答数(件)	手助けをしてくれる人を頼んでいる	「避難行動要援護者制度」の名簿提供に同意している	地域の避難場所や避難所を知っている	家族や支援者と避難方法を決めている	食糧や水などを備蓄している	避難したときに必要な薬、医療機器、補装具等の日常生活用具等すぐ持ち出せるように準備している	「ヘルプカード」を利用している	特に準備はしていない	その他	無回答
全体	949	17.9	7.8	31.1	16.0	25.3	13.9	5.5	29.0	2.2	8.2
身体障害	536	17.0	11.6	31.7	14.2	26.3	14.4	5.2	29.1	2.6	7.6
知的障害	209	25.8	10.5	19.6	23.9	20.6	9.1	7.7	23.9	2.4	8.1
精神障害	199	17.6	7.0	22.6	11.1	19.1	11.6	8.0	36.7	2.0	9.5
難病	238	16.4	4.2	37.8	15.1	28.2	16.8	4.2	26.9	1.7	10.9

図 災害発生時の避難



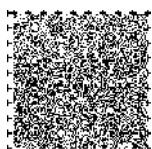
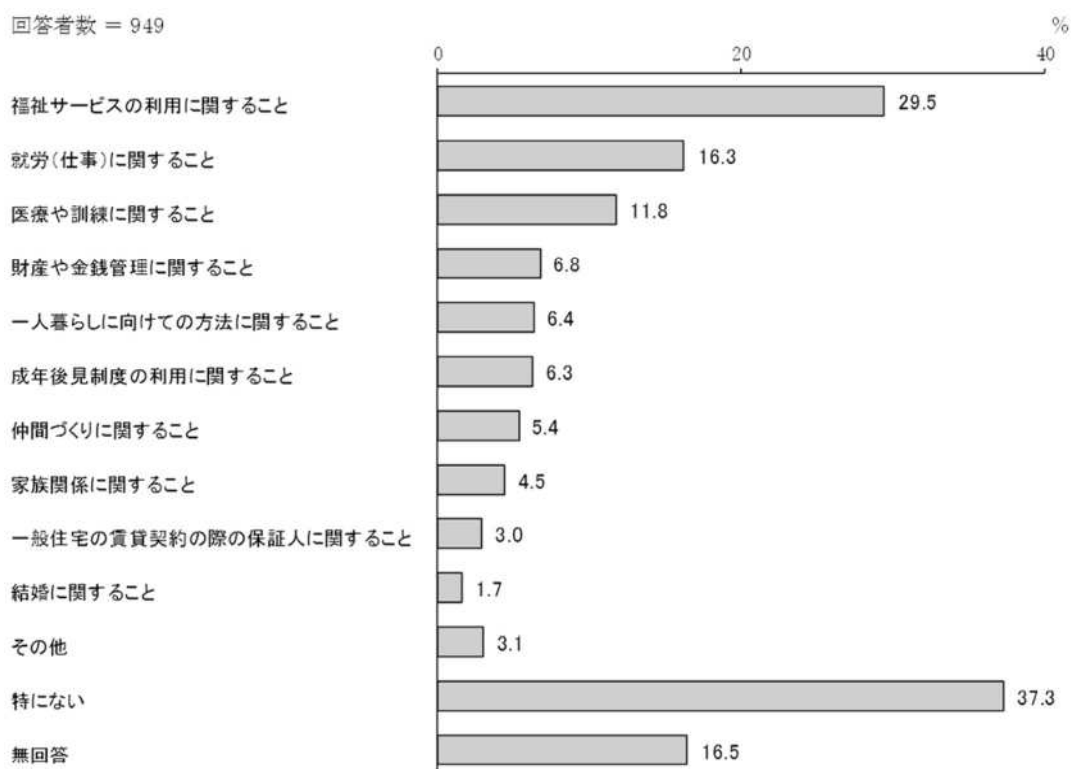
## (10) 相談したいこと . . . . .

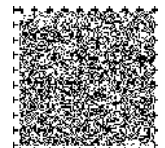
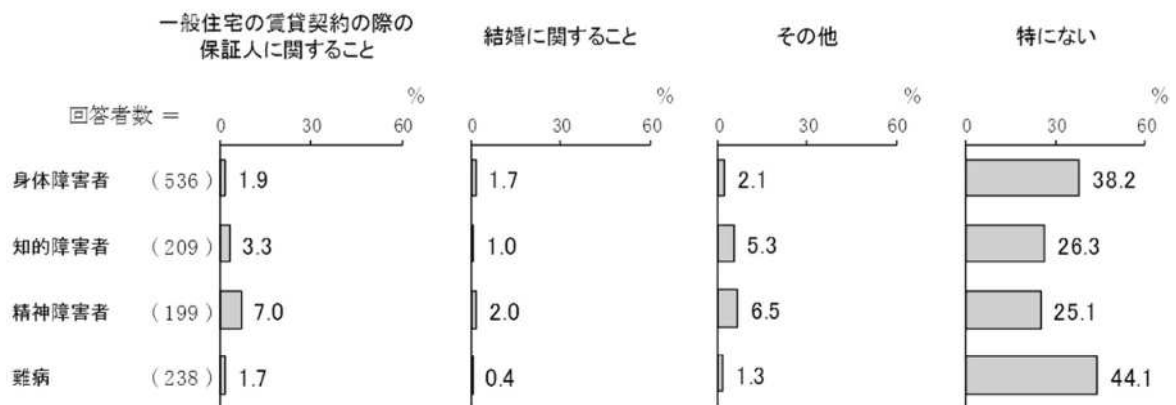
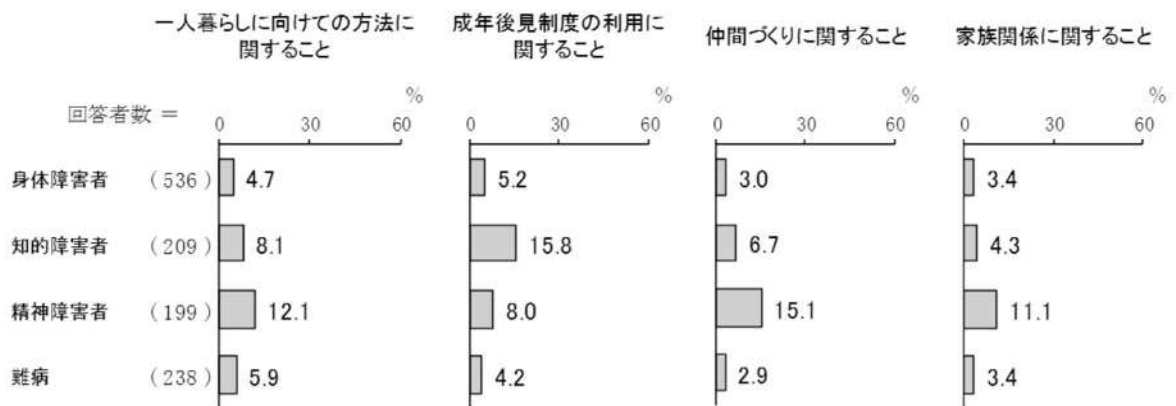
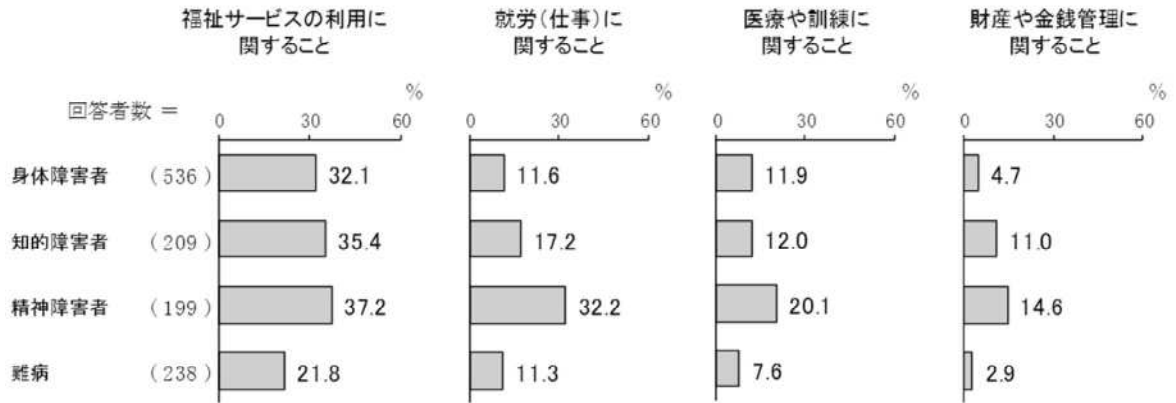
市内の相談機関に「相談したことがある」方は約3割となっています。

相談したいことは、「福祉サービスの利用に関すること」が29.5%、「就労（仕事）に関すること」が16.3%、「医療や訓練に関すること」が11.8%となっています。相談したいことが「特にない」と回答した方は37.3%でした。

回答結果から、何らかの相談をしたいことがある方が過半数となっていることから、障害種別や個人が抱える課題について、今後とも相談体制の充実を図っていく必要があります。

図 市内相談機関に相談したいこと



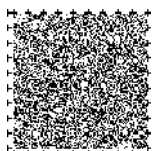
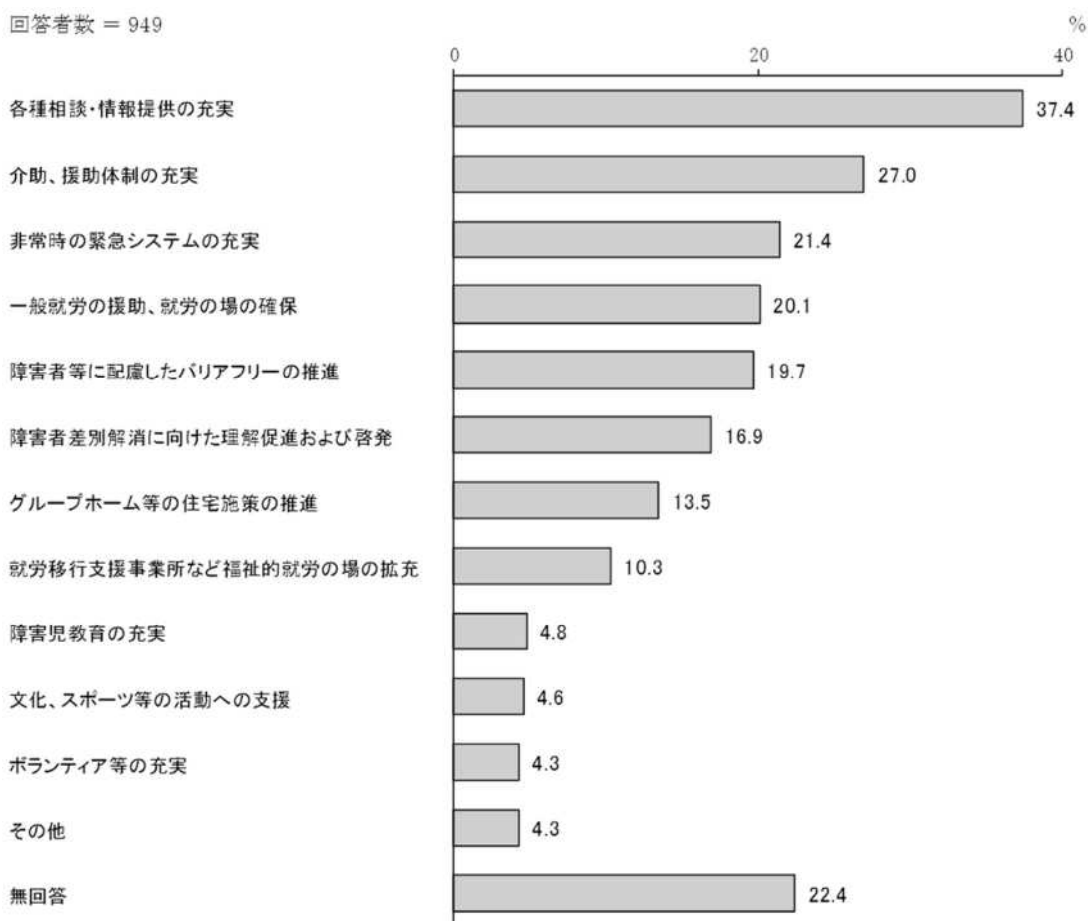


## (11) 力を入れてほしい障害者福祉施策 . . . . .

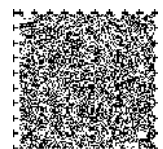
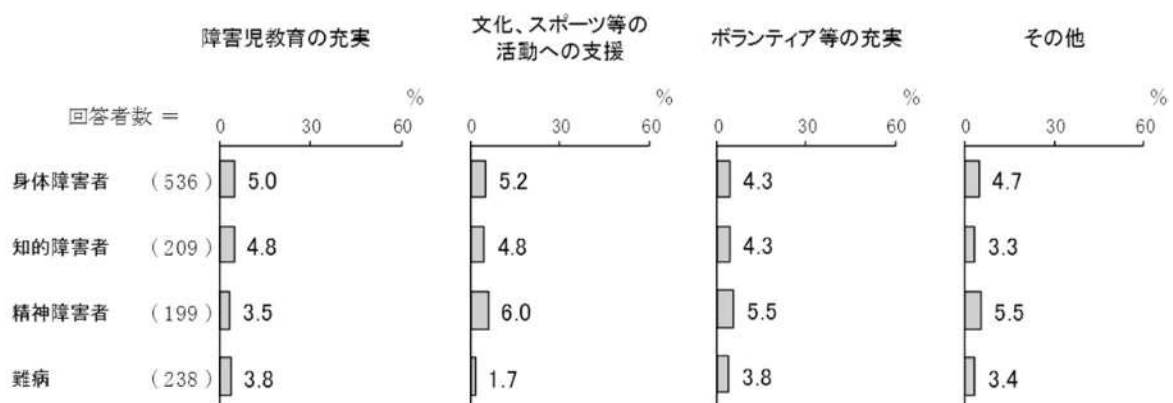
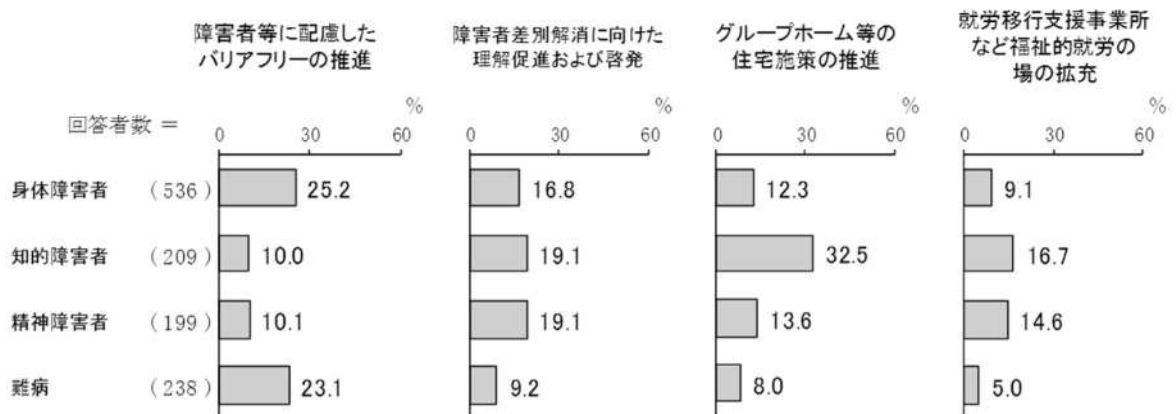
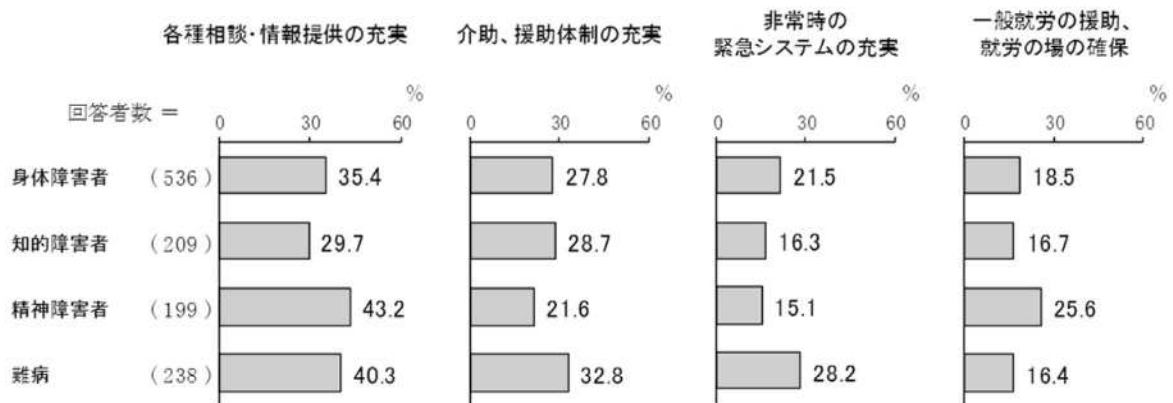
力を入れてほしい障害者福祉施策は、「各種相談・情報提供の充実」の割合が37.4%、「介助、援助体制の充実」の割合が27.0%、「非常時の緊急システムの充実」の割合が21.4%の順となっています。

障害種別によりニーズが異なっており、力を入れて欲しい施策の上位になったものは、重点的に進めていくことが求められます。

図 力を入れてほしい障害者福祉施策







## 5 主要な課題

障害者等の現状、福祉サービスの実施状況およびアンケート結果を踏まえ、第4期障害者計画における基本目標毎の主要な課題は次のとおりです。

### (1) 共生社会の形成 . . . . .

地域のつながりについて、ふだん地域の人たちとの付き合いがない人が約5割、地域の人との付き合いをしていきたいと考えている人は1割程度となっています。

今後、地域でのつながりを促進する上において、差別解消を推進し、障害のある方に対する虐待や権利侵害を身近な問題として捉え、社会全体で支え合っていくことが必要となっています。

### (2) 生活支援の推進 . . . . .

日常生活を営む上で必要とされる支援は、障害福祉サービスについての情報提供、相談を求める人が多く、その内容としては、福祉サービスの利用に関することや就労に関することが多くなっています。市内の相談機関に相談したことがない人は約6割となっており、今後、支援が必要な障害のある人が適切な相談機関につながり、解決につなげるため、必要な人に情報が届く仕組みづくりや相談体制の充実が必要となっています。

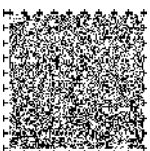
障害のある方やその家族に対し、どの世代においても障害や世代に応じて必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目ない支援体制の構築が求められています。

### (3) 自立支援の推進 . . . . .

障害のある方が働くために、自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができることや事業主や職場の人たちの障害者雇用への理解、職業訓練、就労のあっせん、相談などができる場の充実などが求められています。

また、成年後見制度について相談したことがある人は、1割に満たない状況です。障害のある方が安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、制度の周知・充実を図っていく必要があります。

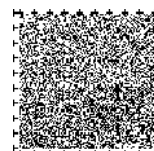
障害のある方の住まい方のニーズは年齢や障害の種別に応じて異なっていますが、戸建てなどの持家の方が多い現状の一方、グループホーム等での共同生活のニーズも多くあり、住み慣れた地域での住まいの確保が必要となっています。

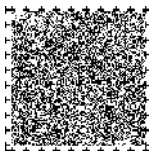


#### (4) 快適なまちづくりの推進・・・・・・・・

住宅における段差の解消や手すりの設置、また公共施設をはじめとした生活関連施設においてだれでもトイレの設置など、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化も徐々に進んでいますが、既存建築物は制約が多く可能な限りの内容での実施にとどまっています。障害のある方等に配慮したバリアフリーの推進について、心のバリアフリーといったソフト面も含めた推進が求められています。

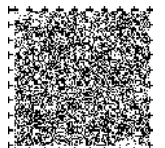
また、災害時の対応として、地震や台風などの災害が発生した場合、障害のある方の約5割が一人で避難することができない状況にあり、障害のある方などの要配慮者に対する対策として、地域における日頃からの支援体制の構築が求められています。

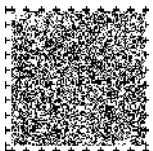






## 第3章 計画の基本的な考え方





# 1 基本理念・基本的な考え方

## 【基本理念】

### 味わいのある人生を歩もう ～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～

第4期障害者計画の基本的な考えを継承し、「障害者権利条約」の目的にある、障害者の人権や基本的自由の完全かつ平等な享有の促進、障害者固有の尊厳の尊重の促進等が土台となり、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～」とします。

第5期障害者計画では、障害のある方が、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、障害のない方とともに本市における共生社会を実現していくための基本理念の基本的な考え方として以下の3点に整理します。

## 【基本的な考え方】

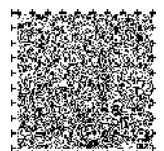
- (1) 自分らしく生き生きと暮らす
- (2) 安全で、安心して快適に暮らす
- (3) 地域でともに支え合い、生き生きと活動する

### 【共生の考え方の位置付け（障害者基本法から抜粋）】

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。



## (1) 自分らしく生き生きと暮らす . . . . .

障害のある方を含めた全ての人が、障害の有無にかかわらず、自分の意思のもとづき、自立した生活ができるようなサービスや支援の提供を行い、お互いに支え合って幸せを分かち合えるような、安らぎや味わいに満ちた豊かな生活を送ることができるような社会を目指します。

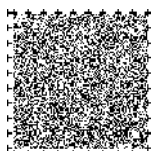
また、障害のある方の身体的、精神的、社会的な自立能力を引き出すとともに、ライフステージの全ての段階において、障害のある方の自立と社会参加を促進し、個々の能力が最大限に発揮され、自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指します。

## (2) 安全で、安心して快適に暮らす . . . . .

様々な関係機関や団体等が連携・協力し、全ての人が、地域の担い手として支え合いながら、安全で、安心して快適に暮らせる環境を目指し、自らの様々な側面をありのままに受け入れることを通してみつけた自分らしい生き方が、自己の形成や成長のプロセスをより豊かなものへと導いていけるような社会を目指します。

## (3) 地域でともに支え合い、生き生きと活動する . . . . .

障害のある方が、社会を構成する一員として、就労やスポーツ、文化活動など、あらゆる分野において、その活動が確保され、生きがいをもって自己実現に向けて取り組める社会、誰もが人として生きている充実感を味わえるような豊かな社会を目指します。





## 2 重点的な取組

主要な課題を踏まえ、基本理念にもとづいて障害者施策等を推進する上で、より効果的かつ効率的に施策を推進するため、重点的な取組を実施することにより、施策全体の推進を図ります。

そこで、第5期障害者計画では、次の7点を重点的な取組として推進します。

- (1) 情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 障害者差別の解消とアクセシビリティの向上
- (4) 安全で、安心して暮らせるまちづくりの推進
- (5) 切れ目のない支援体制の整備
- (6) 障害児支援の強化
- (7) 障害者の社会参加の推進

### (1) 情報提供・相談支援の充実・・・・・・・・

#### ア 障がい者サポートセンターの充実

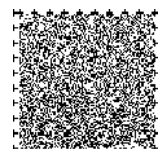
障害のある方、その家族および障害者団体のための拠点施設として、平成23年4月1日に開設した「青梅市障がい者サポートセンター」(以下「サポートセンター」という。)では、一般相談のほか、臨床心理士や専門知識を持つ相談員による発達障害や高次脳機能障害、就労等に関する専門相談や、各種プログラム、交流、情報提供など障害のある方とその家族のための生活支援に重要な役割を担っており、機能強化・充実を図ります。

#### イ 障害者虐待防止機能の充実

障害者虐待防止法の目的に即し、現在、障害者虐待に関する連絡について、サポートセンターや障がい者福祉課に機能を持たせ、障害者虐待の通報窓口や相談等を行うとともに、虐待の未然防止、発生後の早期解決を図っております。今後も、障害者虐待防止のため、地域における関係機関等の協力体制の充実を図り、連携協力体制整備事業や、家庭訪問、相談窓口の強化、一時保護のための居室の確保、カウンセリング等の家庭訪問等個別支援事業などの取組が必要となります。

#### ウ 基幹相談支援センターの検討

身体、知的、精神3障害の相談支援を総合的・専門的に行う基幹相談支援センターについては、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援等、相談支援に関する業務を総合的に行う施設として、その機能を有することが求められています。



したがって、相談員等においては専門性の高い人材の確保が必要となってくることから、総合相談、専門相談、権利擁護、地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターの整備の在り方について検討します。

## エ 自立生活援助、就労定着支援の推進

平成30年度から創設された、施設や病院に入所している障害のある方が地域生活に移行した後、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う自立生活援助や、就労移行支援等を利用して、一般就労された方に対し、就労の継続を図るため、対面による相談や助言、企業への訪問、連絡調整等の支援を行う就労定着支援について、引き続き、丁寧な情報提供による周知・利用促進を図ります。

## オ 計画相談の体制整備と質的向上

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する全ての利用者にサービス等利用計画（または障害児支援利用計画）を作成および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行っています。相談支援専門員が確実に相談支援業務に従事し、計画作成を担うとともに、障害者ケアマネジメントにもとづく質の高い計画が作成できるような体制整備を推進します。また、自立支援協議会を通じて相談支援事業者と市の意見交換や、相談支援事業所連絡会等による事業者間のネットワークの構築など、地域において、関係者間の情報・連携を密にし、計画促進および計画の質的向上の取組を進めます。

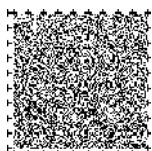
## (2) 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・

### ア 将来必要なサービスの充実

障害のある方のニーズに対応して、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。特に、障害のある方のニーズが高い、生活介護、短期入所、日中一時支援、グループホーム等のサービスについては、必要なサービスが提供できるよう、民間事業者の活用を含め、障害福祉サービスの充実を図ります。

### イ 福祉人材の確保・育成

福祉サービスの利用者の生活を支えるためには、福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）を安定的に確保するとともに、より良いサービス提供に向け研修などにより育成を図る必要があります。



そのために、福祉従事者にとって働きやすい職場環境をつくり、定着を図るとともに、福祉人材の育成・定着に向け、職員のスキルアップを図るための研修や人材定着・離職防止を図るための相談支援、働きやすい職場づくりに向けた事業者への支援などを推進します。さらに、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの養成・確保に努めます。

#### ウ 必要なサービスの基盤整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所施設の必要性を正確に把握し、社会資源としての機能を勘案し、多機能化や設置の在り方を検討します。また、医療的ケアが必要な重度心身障害者（児）については、医療機関との連携を強化するとともに、日中活動の場として対応できる通所施設・サービス事業者の開拓・支援確保に努めます。

### (3) 障害者差別の解消とアクセシビリティの向上・・・・・・・・

共生社会の実現に向け、青梅市の障害者差別解消条例を制定し、本市における障害や障害のある方への理解を深め、差別をなくす取組をより一層推進してまいります。障害のある方が安全に、安心して生活できる住環境や、移動しやすい環境を整備し、合理的配慮\*1にもとづき、障害のある方の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさといったあらゆる場面におけるアクセシビリティ\*2の向上を図ります。

\*1 合理的配慮とは障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に適切に行われる対応です。

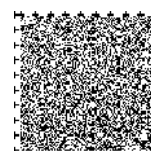
\*2 アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのことです。

### (4) 安全で、安心して暮らせるまちづくりの推進・・・・・・・・

障害のある方が住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、安心して暮らし続けていくためには、住まいの確保は重要であり、また親亡き後を見据えた居住の場の整備などの観点から、今後も引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。

災害時に障害のある方の安全・安心が確保できるように、支援体制の充実に努めます。

また、防犯活動の支援や広報活動により、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発、情報提供を推進し、障害のある方の犯罪被害防止を図ります。



## (5) 切れ目のない支援体制の整備 . . . . .

障害のある方やその家族に対し、どの世代においても障害に応じて必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築を推進します。

また、家族や保護者への支援について、レスパイトなどの環境を整えていきます。

発達障害者への支援は、早期発見・早期支援が重要であり、巡回支援専門員による保育所等子どもやその親が集まる施設を巡回し、施設のスタッフや親に対し助言等の支援を行うなどの体制の充実を図るなど、地域生活の支援強化に努めます。

65歳を迎える障害のある方が、障害福祉サービスから介護保険サービスへ適切に移行できるよう、地域包括支援センターとの連携強化を図ります。

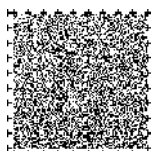
## (6) 障害児支援の強化 . . . . .

障害のある子どもについては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、教育、保育等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子どもおよびその家族に対して、乳幼児期から成長の段階に応じた切れ目のない支援を受けながら、障害の軽減や疾病の早期発見と適切な医療、訓練を受ける体制が整備されていることが重要です。

障害のある子どもにとって、身近な地域で支援を受けられるようにする児童発達支援、放課後など、生活能力向上のための訓練および居場所を確保する放課後等デイサービスの実施および質の向上に努めます。市内外施設等とも連携し、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援等の支援の在り方を、引き続き検討します。

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

医療的ケア児支援については、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図る協議の場の設置について検討します。また、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用調整などの役割を担うコーディネーターの配置についても検討します。



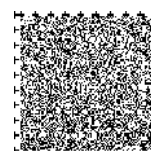
## (7) 障害者の社会参加の推進 . . . . .

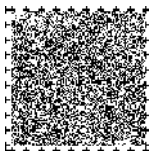
### ア 障害者就労の支援

障害のある方が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していただけるよう、「青梅市障害者就労支援センター」における登録者数の増加および相談・就職・定着支援等の機能の充実を図ります。引き続き、ハローワークや企業、特別支援学校、商工会議所等の関係機関との連携を強化するとともに、就労支援事業所の計画的整備、民間企業等における職場開拓、障害者優先調達支援法にかかる調達方針にもとづき積極的な調達の推進など、障害のある方の就労を実現し、継続していくための支援を充実していきます。

### イ 交流機会の拡大

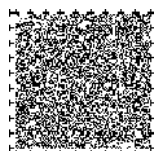
日中活動への参加については、文化・芸術・スポーツ等の活動や、生涯学習、余暇活動に対する支援を継続していきます。障害のある方が地域で生き生きと暮らすため、地域交流につながるイベント等を開催するとともに、地域活動への参加を促進します。また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、全ての市民が障害についての理解を深めるため、福祉教育を推進していきます。

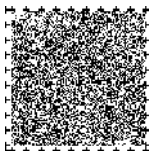






## 第4章 基本施策別の取組







# 1 施策体系・施策の展開

## ■ 体系図

### 1-1 共生社会の形成

- (1) ノーマライゼーションの推進
  - ア 普及啓発
  - イ 情報バリアフリーの促進
  - ウ 意思疎通支援の充実
- (2) ボランティア活動の促進
  - ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組
  - イ ボランティア・市民活動センターの拡充
  - ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援
- (3) 学習・文化・スポーツ活動の振興
  - ア 文化活動等の支援
  - イ 障害者スポーツの振興
- (4) 交流機会の拡大
  - ア イベント事業等の充実
  - イ 地域における交流機会の創出

### 1-2 生活支援の推進

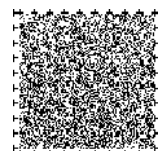
- (1) 情報提供・相談支援の充実
  - ア 障がい者サポートセンターの充実
  - イ 地域移行の推進
  - ウ 権利擁護の推進
- (2) 障害福祉サービスの充実
  - ア 自立支援給付の充実
  - イ 地域生活支援事業の充実
  - ウ 一般サービスの充実
- (3) 保健・医療の充実
  - ア 生活習慣病等の疾病等の予防
  - イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (4) 障害児支援の体制の確保
  - ア 障害児保育
  - イ 相談支援体制の充実
  - ウ 特別支援教育の充実
  - エ 特別支援学校等との連携の推進
- (5) 切れ目のない支援体制の整備
  - ア 自立支援協議会の機能の充実
  - イ 療育ネットワークの構築
  - ウ 家族、保護者への支援の強化

### 1-3 自立支援の推進

- (1) 就労の促進
  - ア 障害者就労支援センターの充実
  - イ 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携
  - ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築
- (2) 経済的自立の支援
  - ア 年金・手当等の支援
  - イ 権利の擁護
- (3) 住居の確保
  - ア 住居支援
  - イ グループホームの充実
  - ウ 居住環境の整備

### 1-4 快適なまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
  - ア 東京都福祉のまちづくり条例の促進
  - イ 公共施設のバリアフリー化の推進
  - ウ 住宅のバリアフリー化の促進
  - エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進
  - オ 心のバリアフリー
- (2) 防災・防犯対策の充実
  - ア 防災対策の推進
  - イ 防犯対策



## 1-1 共生社会の形成

### (1) ノーマライゼーションの推進 . . . . .

#### ア 普及啓発

障害のある方とない方が共に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの普及を図ってきていますが、現実には、まだ多くの偏見や差別が存在しています。障害のある方への理解を促進し、だれもが日々の暮らしの中で、生き生きとした生活を送ることのできる社会を目指すために、市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、ヘルプカードの普及啓発や各種講演会等の実施などにより、市民理解を促進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催における共生社会の機運および青梅市の差別解消条例の制定に合わせ啓発を推進していきます。

#### イ 情報バリアフリーの促進

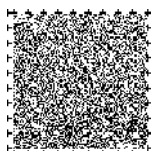
全ての人は、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関係なく、自立した日常生活を営み、自由に移動し、平等に社会参加する権利を有しています。障害の種類や程度による差はありますが、視覚・聴覚障害があると情報を入手するのに困難が伴うため、情報を複数の手段で提供する仕組みが重要であり、視覚障害のある方には点字や音声による読みあげ、聴覚障害のある方には、手話や字幕、要約筆記などの手段が必要です。情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、障害のある方のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援していきます。

#### ウ 意思疎通支援の充実

視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達が困難な方について、手話、要約筆記、点字などを活用してコミュニケーション手段の確保、筋萎縮性側索硬化症など、重度の言語機能障害のある方への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進に努めます。

また、障害のある方などが日常生活や災害時に困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めめるために、緊急連絡先や必要な支援内容が記載された「ヘルプカード」の普及・啓発に努めています。しかしながら、ヘルプカードを使用している方は、まだ少ない状況であることから、障害当事者だけでなく、社会全体でのヘルプカードに対する認知・理解を進めるため、効果的な周知・啓発を実施していきます。

手話通訳設置事業については、利用状況を把握しながら、引き続き適切に実施します。



## (2) ボランティア活動の促進・・・・・・・・

### ア 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組

学校教育において、相手を思いやる心や親切にすること、公共の精神などの豊かな人間性を育むことが重要となっています。

障害のある方に対する理解を深めるため、福祉意識の啓発や活動への参加の機会づくりを進めるとともに、障害についての理解促進や福祉に関する教育の充実・強化を図ります。小・中学校においては、福祉に関する教育や交流などにより、心の障壁の除去（バリアフリー化）を図るとともに、福祉への理解と関心を高めます。

### イ ボランティア・市民活動センターの拡充

地域福祉活動の中心的な担い手である青梅市社会福祉協議会および「ボランティア・市民活動センター」の運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。

### ウ NPO法人、ボランティア団体の活動支援

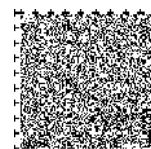
多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であることから、ボランティア・市民活動センターを通じてNPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

## (3) 学習・文化・スポーツ活動の振興・・・・・・・・

### ア 文化活動等の支援

障害のある方がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、生活の質を高めるとともに、様々な人々が交流することにより、障害への理解が深まることが期待されます。

障害のある方が主体的に文化・芸術活動に取り組むことができるよう、文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。



## イ 障害者スポーツの振興

様々な人々が障害者スポーツへの理解を深められるような啓発を行うとともに、誰もが一緒に楽しむことができるスポーツの魅力を活かし、障害のある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会を作り、障害のある方の生活・活動の幅を広げていきます。

スポーツ・レクリエーションフェスティバルでのボッチャの体験会等、レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げるために、障害者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。

また、東京都障害者スポーツ大会などの啓発周知に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、より多くの市民や企業等に広く障害者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。

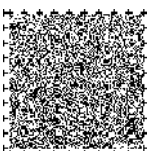
## (4) 交流機会の拡大・・・・・・・・

### ア イベント事業等の充実

障害のある方とボランティア、市民との交流を深め障害のある方の理解啓発として、障害者週間や東京2020パラリンピック競技大会等の普及啓発の一環として、スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどでのスポーツ交流等を促し、障害のある人とない人とが理解し合い、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。

### イ 地域における交流機会の創出

地域の方との連携を深め、障害のある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障害のある方の地域生活拠点であるサポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障害者作品展覧会などの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。



## 1-2 生活支援の推進

### (1) 情報提供・相談支援の充実・・・・・・・・

#### ア 障がい者サポートセンターの充実

障害のある方やその家族および障害者団体のための拠点施設として開設したサポートセンターについて、障害児を含めた障害のある方やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障害のある方への地域活動支援センター事業、障害者団体への会議室等の貸出し等の事業の充実を図ります。

また、障害者虐待防止業務を適切に実施し、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応など虐待防止対策を推進します。

#### イ 地域移行の推進

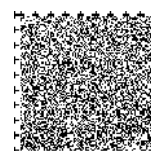
施設や病院に入所している障害のある方が地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等についての支援を行う地域移行支援、および居宅において単身等で生活する障害のある方について地域生活を継続していくための夜間を含む緊急時の連絡、相談等のサポートを行う地域定着支援、地域生活に移行した後、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う自立生活援助について、引き続き、丁寧な情報提供による周知・利用促進を図ります。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についても、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。

#### ウ 権利擁護の推進

権利擁護についての啓発活動を推進し、障害のある方の権利行使の援助、障害者差別や虐待防止に関して取り組みます。

また、青梅市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、地域福祉権利擁護事業を活用するなど、権利擁護対策を進め、合わせて成年後見人制度の利用を促進します。



## (2) 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・

### ア 自立支援給付の充実

訪問系サービスは、在宅生活を送る上で基本となるサービスです。身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。

日中活動系サービスについては、生活介護や療養介護のほか、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、自立生活援助、就労支援（就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援）、短期入所などがあり、特別支援学校卒業時の就労支援や生活介護、緊急一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについては、支援体制の確保に向けて検討します。また、青梅市自立センターにおいても、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。

居住系サービスについては、障害のある方の地域移行が求められており、介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれています。

また、民間事業者の活用による共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護の施設についても充実を図ります。

各サービス提供事業者の質の向上や、事業の透明性を確保するため、第三者評価機関への受診や第三者委員会の設置や、事業所連絡会の開催等を促します。

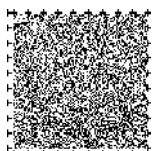
また、福祉サービスを支える人材育成のため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。

### イ 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業については、意思疎通支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、サポートセンター事業、日中一時支援事業の実施を継続するとともに、自動車運転教習費補助事業、奉仕員等養成事業などの事業の周知、内容の充実を図ります。

### ウ 一般サービスの充実

障害者総合支援法以外のサービスについては、引き続き、障害のある方の需要を把握しながら、個々のサービスの実情に沿った充実を図り、障害のある方の生活支援に努めます。



### (3) 保健・医療の充実・・・・・・・・

#### ア 生活習慣病等の疾病等の予防

「青梅市健康増進計画」にもとづき、障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。

#### イ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

障害のある方一人ひとりに応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、専門医療機関、保健所等との連携を図り、障害に応じた適切な保健事業を実施し、障害のある方の保健対策の推進を図ります。

また、公共交通機関をはじめとする通院等のための移動手段を検討します。

### (4) 障害児支援の体制の確保・・・・・・・・

#### ア 障害児保育

障害のある児童も含めた集団の中での「育ち」を保障していくために、保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れに努め、児童発達支援センターの設置の検討や、保育所等訪問支援の推進など障害児支援の充実を図ります。

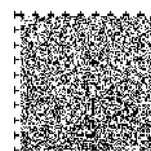
#### イ 相談支援体制の充実

障害のある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。

また、ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めていきます。

#### ウ 特別支援教育の充実

支援を必要とする一人ひとりの生活上や学習上の困難を改善するために、特別支援教室での特別な指導だけでなく、在籍学級や家庭と連携した継続的な指導が重要となっており、特別支援教育の充実を図るために、障害の種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。



## エ 特別支援学校等との連携の推進

障害のある児童・生徒に対する質の高い教育的対応を進めていくためには、児童・生徒一人ひとりの障害の程度、状態に応じた教育や指導の専門性を確保することが重要です。特別支援教育パートナーシップ、相互派遣研修の実施などについて推進し、特別支援学校や特別支援学級等の教育関係者と、日常的に連携を図ることで、障害があっても、安心して必要な教育的支援が受けられるよう、環境の整備、推進に努めます。

## (5) 切れ目のない支援体制の整備 . . . . .

### ア 自立支援協議会の機能の充実

関係機関、関係団体および障害者等の福祉、医療、教育または雇用等の関係者により構成される自立支援協議会の機能の充実を図ります。自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。

### イ 療育ネットワークの構築

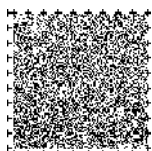
障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生児童委員等の関連機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。

障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活と、重度化、高齢化など、各ライフステージにおいて、障害のある方それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心として、基幹相談支援センターの整備の在り方について検討します。

### ウ 家族、保護者への支援の強化

障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者からの相談は、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。

また、在宅生活における家族や保護者のレスパイトや、緊急時対応について、可能な事業所（短期入所等）の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、整備していきます。





## 1-3 自立支援の推進

### (1) 就労の促進 . . . . .

#### ア 障害者就労支援センターの充実

障害のある方の多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、青梅市障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。障害のある方が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していただけるよう支援を行います。

就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。

その他就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。

#### イ 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携

障害のある方の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所（ハローワーク）や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障害のある方の就労を促進します。

また、離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所（ハローワーク）等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。

#### ウ 企業や福祉施設とのネットワークの構築

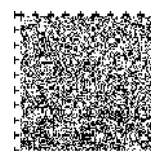
障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。

### (2) 経済的自立の支援 . . . . .

#### ア 年金・手当等の支援

障害のある方やその家族に対し、国や東京都などが実施する各種手当などの支給により、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。

また、市民全般に対し、障害が生じたときの支援として障害基礎年金等の受給など必要な情報の提供を行います。



## イ 権利の擁護

生活設計や金銭管理を行うことが困難な障害のある方に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する成年後見制度の適正な利用促進や、地域福祉権利擁護事業の普及、活用を推進します。

## (3) 住居の確保 . . . . .

### ア 居住支援

身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障害者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。

また、障害のある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。

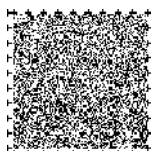
### イ グループホームの充実

障害のある方の保護者の高齢化が進む中、「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障害のある方の地域における居住の場の一つとして、多様な形態のグループホームの整備を促進し、重度障害者にも対応できる支援体制の充実を図っていきます。

また、民間の新規参入の誘致に当たっては、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本指針にもとづき、情報提供等の支援を行っていきます。

### ウ 居住環境の整備

入所施設、グループホームには老朽化の著しい施設もあることから、入所者の居住環境の改善に配慮し、支援の在り方について研究していきます。また、在宅で障害のある方へは、住宅改修事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。



## 1-4 快適なまちづくりの推進

### (1) 福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・

#### ア 東京都福祉のまちづくり条例の促進

「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（建築物バリアフリー条例）などにもとづき、引き続き、道路、公園、建築物など生活関連施設のバリアフリー化を推進し、障害のある方に配慮したまちづくりを進めます。

#### イ 公共施設のバリアフリー化の推進

障害のある方が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。また、新たに整備する市の公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方にもとづき整備します。

#### ウ 住宅のバリアフリー化の促進

住宅は、生活の最も基礎となる場です。障害のある方が暮らすために、段差の解消や手すりの設置など、障害に応じたバリアフリー化を進めることにより、暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。

#### エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進

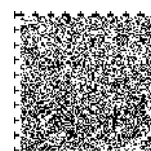
駅などの公共的施設については、その事業者に対して、障害のある方が利用しやすい施設になるようバリアフリー化を推進します。

#### オ 心のバリアフリー

障害のある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナー\*1および心のバリアフリー\*2を推進していきます。

\*1 ユニバーサルマナーとは、自分とは違うだれかの事を思いやり、理解し、高齢者や障害のある方、様々な人の目線で考え、行動する心づかいのことです。

\*2 バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。一人ひとりが多様な人のことを思いやる心が心のバリアフリーです。



## (2) 防災・防犯対策の充実 . . . . .

### ア 防災対策の推進

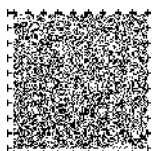
障害のある方が災害発生時に冷静に行動できるよう、広報、防災ハンドブックの活用や防災訓練などの機会を通じて、防災意識の普及や非常時の対応方法の習得を推進するとともに、家具転倒防止器具の取付け促進等により、減災にも努めていきます。

また、自主防災組織やボランティア組織、市内にある福祉施設などとも連携を図りながら、地域における共助の仕組みを構築し、障害の特性に応じた災害時の支援体制の充実に努めていきます。

さらに、障害のある方の避難方法を確保するとともに、引き続き、二次避難所の設置・運営体制、医療機関との連携体制のあり方について検討を進めます。

### イ 防犯対策

障害のある方を犯罪から守り、地域の中で安心して安全な生活を送るために、関係機関や地域と連携を図りながら、防犯活動の支援や広報活動、また、障害のある方に対する悪徳商法による被害を防止するために、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発や情報提供を行います。



## 2 ライフステージに対応したサービス等

乳幼児期（～6歳）、小・中学生・高校生（6～18歳）、青壮年期（18～39歳）、中年期（40～64歳）、高齢期（65歳～）のライフステージ区分ごとに、想定される事業を明示し、生涯にわたり適切なサービス提供に努めます。

	① 乳幼児期			② 小・中学生・高校生			③ 青壮年期			④ 中年期			⑤ 高齢期		
	出生前から	6歳	15歳	18歳	20歳	40歳	50歳	65歳							
相談	市健康センター・都保健所の相談 自立支援協議会 障がい者サポートセンター（指定相談事業者 一般相談支援（基本相談支援を含む。） 児童相談所・児童発達支援センター 障害児相談支援（個別給付）【ただし、入所サービスを除く。】 3歳 教育相談 就労相談	教育相談、進学相談など	教育相談、進学相談など	計画相談支援（個別給付）、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援、自立生活援助、個別給付）	障害者就労支援センター 就労移行支援、企業支援等、就労定着支援	介護保険サービス（第2号被保険者） 介護保険サービス（第1号被保険者）									
訪問	居宅訪問型児童発達支援＜児童福祉法＞														
日中活動	※ 障害児通所支援＜児童福祉法＞ 児童発達支援センター（福祉型、医療型）、（保育所等訪問支援） 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所・幼稚園等 特別支援学校	高校等 大学等	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、職業介護 就労移行支援												
施設	※ 障害児入所支援＜児童福祉法＞ 障害児入所施設（福祉型・医療型）		施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）												

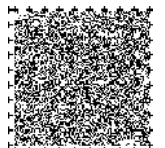
※ ①「乳幼児期」から「小・中学生・高校生」へ、②「小・中学生・高校生」から「青壮年期」、③「青壮年期」から「高齢期」への移行が、スムーズに行くように特に留意が必要

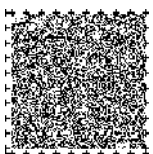






## 第5章 計画の推進に向けて







## 1 推進体制の充実

障害者計画を推進するため、その中心的な役割を担う自立支援協議会の充実を図るとともに、具体的な施策実現のため、必要な連携に努めます。

【自立支援協議会の所掌事務】（青梅市障害者地域自立支援協議会設置要綱から抜粋）

- (1) 分野を超えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。
- (2) 障害のある人、支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、みえてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。
- (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。
- (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性や問題点を評価すること。
- (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。
- (6) 社会資源の開発および改善に関すること。
- (7) その他協議会において必要と認めること。

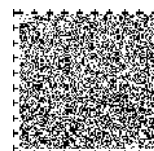
また、計画を推進し、障害のある方が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠であることから、それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

## 2 計画の実施状況の点検・評価

計画の進み具合や実施状況を、分かりやすく点検し、その結果を検討し評価をする作業を自立支援協議会が行う際に、民間企業等が、製品の品質向上や経費削減を検討する際に広く用いている「PDCAサイクル」の考え方を利用します。

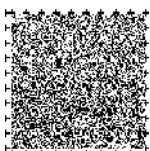
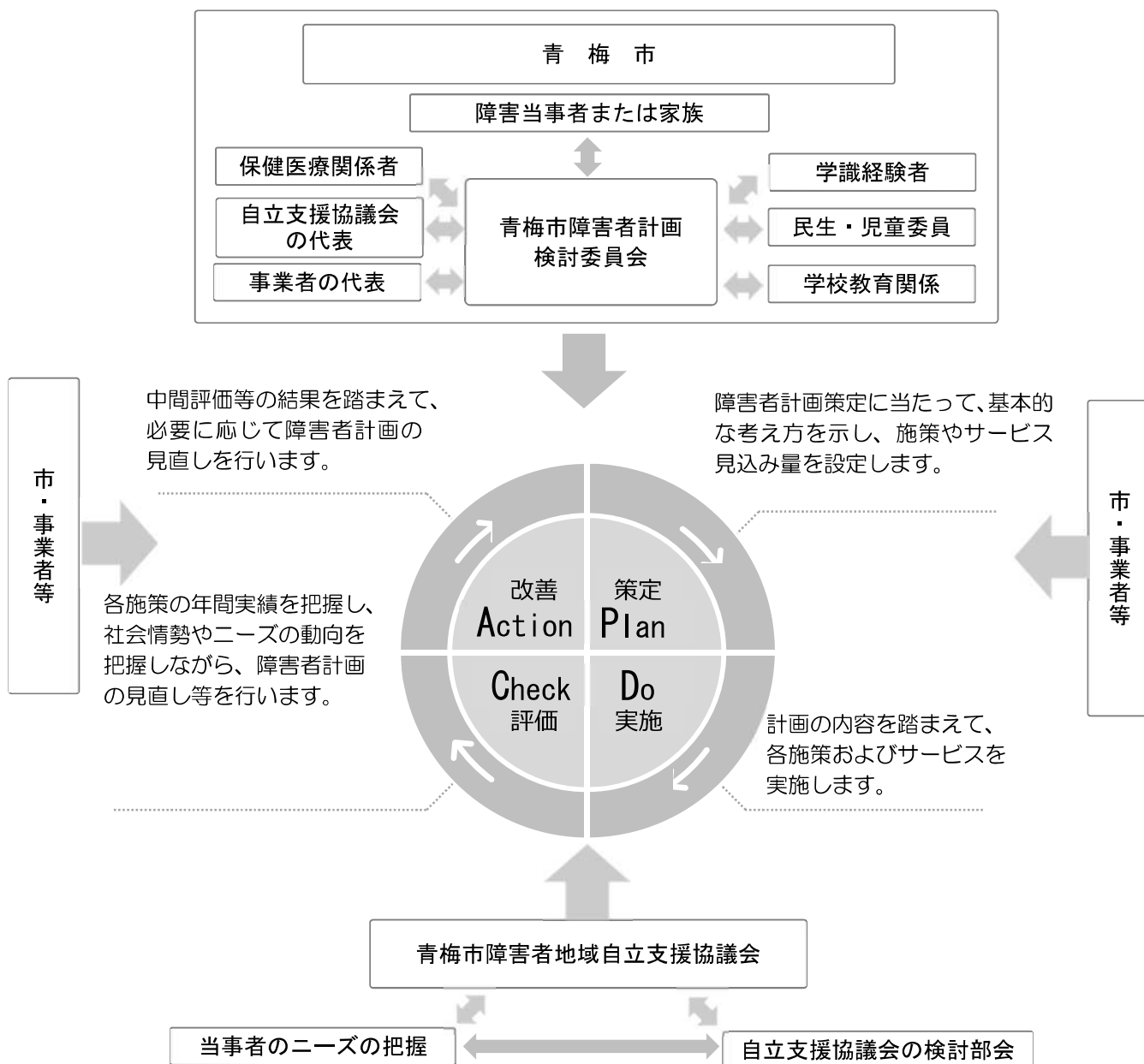
「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。計画の実施状況の点検では、計画推進のための実施方法の検討が（Plan）で、実施が（Do）となります。

このような考えのもとで、計画推進のため、「PDCAサイクル」によるマネジメントの考え方を活用して、計画の実施状況について、自立支援協議会において、毎年、点検・評価を行い、その結果を公表します。



そして、自立支援協議会の評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、個々人に対応するきめ細やかな施策（計画）が進められるように努力します。

PDCAサイクル

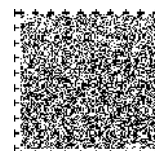


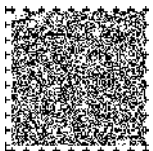
### 3 サービス提供事業者の確保

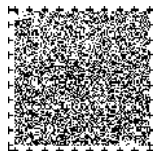
障害のある方の社会参加の促進・障害福祉サービスの充実のため、新たな社会福祉法人やNPO法人、民間サービス事業者の参入が考えられるため、必要な障害福祉サービスが提供されるよう、新たな事業所の参入支援を行うとともに、既存の事業者の育成、サービス提供事業者の安定確保に努めます。

### 4 国・東京都・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や東京都の制度を積極的に活用して、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するために周辺自治体との連携に努めます。







# 1 用語解説

## 【あ行】

### アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること。

### 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障害のある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障害のある人の意思疎通の仲介等の支援を行うサービス。

### 一般就労

労働基準法および最低賃金法にもとづく雇用関係による企業への就労。

### 移動支援事業

屋外の移動が困難な障害のある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービス。

### 医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的、応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

### インクルージョン（教育）

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある子どもが精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にする目的の下、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ仕組みのこと。

## 【か行】

### 基幹相談支援センター

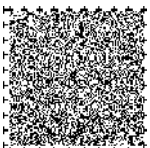
地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害のある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

### 機能訓練

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

### 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。



## 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービス。

## ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされる全ての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

## 権利擁護

知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。

## 高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。

## 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等に、合理的配慮の提供を義務化している。東京都の「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、国の機関や地方公共団体に加え、民間事業者にも合理的配慮の提供を義務化している。

## 【さ行】

### 児童発達支援

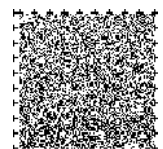
未就学の障害のある子どもについて、障害の特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育および個別療育を行うサービス。

### 児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

### 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識および能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービス。



## 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障害のある人について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。

## 障害者優先調達支援法

障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を図るため、国や地方公共団体等が、物品等を調達する際に、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために平成25年4月1日に制定された法律。

## 自立訓練

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害のある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

## 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障害者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービス。

## 生活訓練

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

## 生活介護

常時介護が必要である障害のある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

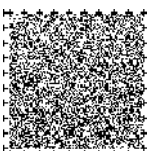
## 成年後見制度

契約における判断能力が不十分な方について、その能力を補充するために代理人等を定め、その方が悪徳商法の犠牲にされることを防ぐための制度。

## 【た行】

### 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障害のある人のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。





### 地域自立支援協議会

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障害者関係団体等で構成される。

### 地域福祉コーディネーター

住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う。

### 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

### 特別支援教育

障害（発達障害を含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

## 【な行】

### 難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。

### 二次避難所

高齢者、障害のある人（子ども）、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象として、必要に応じて開設する避難所。

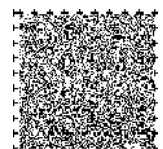
### ノーマライゼーション

障害のあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

## 【は行】

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差の解消や、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広く全ての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的など全ての障壁の除去という意味でも用いられる。



### 保育所等訪問支援

保育所・養護施設等を利用中の障害のある子どもが、保育所・養護施設等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービス。

### 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービス。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

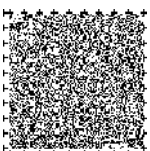
## 【ら行】

### 療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

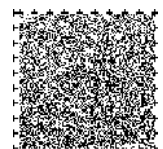
### レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」という意味であり、障害福祉サービスなどを利用している間、介護をしている家族などが一時的に休息をとれるような支援を行うこと。



## 2 策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 12 月～ 平成 31 年 1 月	基礎調査（アンケート）実施 配布数 2,000、有効回答数 949、有効回収率 47.5%
令和元年 7 月 23 日	第 1 回検討委員会 委嘱・委員会発足 委員長・副委員長選出について 検討委員会の進め方（開催予定）について 検討委員会会議傍聴取扱要綱について 障害者計画の期間について
8 月 26 日	第 2 回検討委員会 計画の策定にあたって 計画の体系見直し案について 計画の骨子案について
10 月 2 日	第 3 回検討委員会 障害者計画（素案）について
10 月 24 日	障害者団体・事業所説明会 障害者計画（素案）の説明
11 月 15 日 ～11 月 29 日	パブリックコメント 意見数（提出者数 6 人、意見 14 件） ※詳細次頁
12 月 17 日	第 4 回検討委員会 障害者計画（素案）について パブリックコメント結果について 障害者団体・事業所に対する説明会について
令和 2 年 2 月 21 日	第 5 回検討委員会 障害者計画（最終案）について
3 月	検討委員会より市長へ報告



### 3 パブリック・コメントの概要および結果

#### (1) 意見募集概要 . . . . .

##### ア 実施期間

令和元年 11 月 15 日（金）から 11 月 29 日（金）まで

##### イ 周知方法

- ・「広報おうめ」11 月 15 日号
- ・青梅市ホームページ

##### ウ 閲覧場所等

各市民センター、行政情報コーナー、中央図書館、障がい者サポートセンター、子育て支援センター、障がい者福祉課、健康課、子育て推進課

##### エ 意見受付方法

閲覧場所に備え付けの用紙または市ホームページからダウンロードした用紙へ意見や必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出

- ・直接障がい者福祉課窓口へ提出
- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール

#### (2) 募集結果 . . . . .

##### ア 意見提出者数 6 名

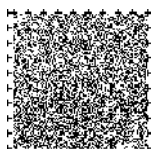
窓口	郵送	ファックス	電子メール
3 名	0 名	1 名	2 名

##### イ 意見の件数 14 件

第 1 章 計画の策定に当たって	第 2 章 障害者の現状	第 3 章 計画の基本的な考え方	第 4 章 基本施策別の取組
0 件	7 件	2 件	5 件

##### ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
5 件	5 件	4 件



## 4 検討委員会

### ① 設置要綱

青梅市障害者計画検討委員会設置要綱

#### 1 設置

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定にもとづく平成32年度から35年度までの第5期青梅市障害者計画（以下「障害者計画」という。）の策定に当たり、必要な事項の検討を行うため、青梅市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 2 所掌事項

委員会は、障害者計画の策定に関し、必要な事項を検討する。

#### 3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療関係者 2人
- (2) 学識経験者 1人
- (3) 障害当事者または家族の代表 5人
- (4) 指定障害福祉サービス事業者の代表 2人
- (5) 民生・児童委員の代表 1人
- (6) 学校教育関係の代表 1人
- (7) 自立支援協議会の代表 1人

#### 4 委員の任期

委員の任期は、第8項に規定する報告のあった日までとする。

#### 5 委員長および副委員長

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。
- (2) 委員長および副委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### 6 会議

委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長になる。

#### 7 意見の聴取等

委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または、資料の提出を求めることができる。

#### 8 報告

委員長は、委員会の検討結果を市長に報告する。

#### 9 庶務

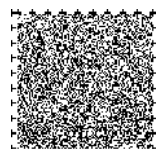
委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

#### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

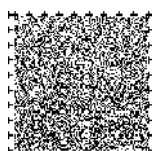
#### 11 実施期日

この要綱は、平成31年4月1日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。



② 名簿

選出区分	役 職	氏 名	備 考
保健・医療関係者	二俣尾診療所院長	ば ば じゅん 馬 場 潤	
	西多摩保健所保健対策課長	みなもと ま き 源 真 希	
学識経験者	東京都立青峰学園校長	とよ だ えい じ 豊 田 栄 治	委員長
障害当事者または 家族の代表	公益社団法人東京都盲人福祉協会 青梅支部会長	おお の き いちろう 大 野 喜一郎	
	青梅市重症心身障害児(者)を守る会 会長	とも なが やす こ 朝 長 靖 子	
	青梅手をつなぐ親の会 代表	なが の はつ み 永 野 初 美	
	青梅精神障害者ピアサポートグループ 「ぶ〜け」事務局	し みず ま り 清 水 麻 里	
	青梅精神保健福祉家族会 ほっとスマイル 世話人代表	えん どう み よ こ 遠 藤 美代子	
指定障害福祉 サービス事業者の 代表	社会福祉法人 かすみの里施設長	やま した のぞみ 山 下 望	副委員長
	社会福祉法人 友愛学園成人部施設長	みや ざき けい た 宮 崎 啓 太	
民生委員・ 児童委員の代表	青梅市民生児童委員合同協議会 障害者研究部会副部会長	こ ばやし まさ み 小 林 正 美	R1. 11. 30 退任
学校教育関係者の 代表	青梅市立第三中学校長	かわ くぼ きみ お 川 窪 公 夫	
自立支援協議会の 代表	青梅市社会福祉協議会福祉相談係長	えん どう あけ み 遠 藤 朱 美	



## 5 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針

当市では、福祉施設等の配置のあり方について、次のとおり定めています。

なお、「青梅市総合長期計画」によるまちづくりの基本方針に沿い、必要に応じ見直しを検討します。

### 1 基本方針策定の主旨

青梅市（以下「市」という。）においては、自然に恵まれた暮らしやすい居住環境や、近年における福祉分野への積極的な事業者の進出などを背景に、高齢者福祉施設および障害者福祉施設ならびに長期入院を伴う医療施設（以下「福祉施設等」という。）が多く配置されているが、なお、建設希望があり、その対応に苦慮している。

一方、近年の福祉サービスは多様化が図られてきており、在宅福祉が充実されてきている。また、国および東京都により従来の施設サービスとは異なり、地域に溶け込み、小規模で家庭的な共同生活を営むことのできるサービス施策が推進されている。

これらのことから、高齢者や障害者を含む全ての住民にとって、住み慣れた地域での人と人とのふれあいの中で、持続可能な市民福祉を希求していくとともに、福祉施設等について地域住民に充足されているか否かの観点に立ち、今後の福祉施設等の配置のあり方に関し、市の基本方針を定めるものとする。

### 2 基本方針

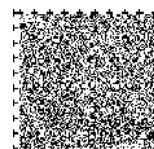
今後の青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針について、平成 10 年 3 月の「青梅市における特別養護老人ホームに関する検討懇談会」提言によるとともに、当分の間、次の各号の区分にもとづき、意見を述べ必要な要請を行っていくものとする。

具体的な指標を必要とする場合は、青梅市高齢者保健福祉計画、青梅市介護保険事業計画、青梅市障害者計画、青梅市障害福祉計画および青梅市障害児福祉計画に示すものとする。

#### (1) 定員・施設増の必要がない施設

ア 次に掲げる施設については、定員・施設増の必要がない。

- (ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (イ) 介護老人保健施設（老人保健施設）
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 介護療養型医療施設
- (オ) 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）
- (カ) 軽費老人ホーム
- (キ) 養護老人ホーム
- (ク) 主に療養病床および精神病床を有する医療施設



(ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める入所または入居を伴う施設および日中活動支援施設。ただし、重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設、主に知的障害者のための日中活動支援施設および障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）を除く。

イ 前記アに掲げる施設で既存のものを整備する場合の基本方針は、次のとおりとする。

(ア) 定員 100 名未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備する場合は、定員 100 名まで定員増ができるものとする。

(イ) 介護療養型医療施設については、次に掲げる施設への転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

a 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

b 介護老人保健施設（老人保健施設）

c 有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホームを除く。）

d 軽費老人ホーム

e 介護医療院

(ウ) 療養病床を有する医療施設については、介護医療院への施設の転換を認めるものとする。この場合においては、現行定員の範囲内で施設増ができるものとする。

(エ) 前記(ア)、(イ)または(ウ)以外で既存福祉施設等を整備する場合は、現行定員の範囲内とする。

### (2) 定員・施設増を検討する必要がある施設

次に掲げる施設については、当面、定員・施設増の必要はないが、今後の市民の入所予測にもとづき定員が不足する場合には、新規の設置および既存福祉施設等の整備により、ふさわしい定員を検討していく。

ア 重度の身体障害者または身体障害と知的障害の重複する障害者のための入所施設

### (3) 一定程度の必要がある施設

次に掲げる施設については、サービスの多様性と地域福祉の観点から一定程度の必要があり、それぞれの計画の中でふさわしい定員について検討する。また、設置に当たり市民の入所が図られる必要がある。

ア 認知症高齢者グループホーム

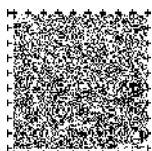
イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項の登録を受ける有料老人ホーム

ウ 障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものを除く。）

エ 主に知的障害者のための日中活動支援施設

## 3 実施期日

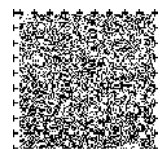
この基本方針は、平成 14 年 10 月 1 日から実施する。





#### 4 経過措置

- (1) この基本方針の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- (2) この基本方針の一部改正は、平成 18 年 7 月 1 日から実施する。
- (3) この基本方針の一部改正は、平成 20 年 8 月 26 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 項第 1 号ア(セ)および(ソ)に規定する施設が、法内施設へ移行を検討できる期限は、平成 24 年 3 月 31 日までの国が定める施設の移行猶予期間を限度とする。
- (4) この基本方針の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- (5) この基本方針の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日から実施し、改正後の第 2 項第 1 号ア(エ)および同号イ(イ)の規定は、平成 23 年 10 月 20 日から適用する。ただし、改正後の第 2 項第 1 号ア(キ)に掲げる主に精神科病床を有する医療施設のうち、すでに市内に存するものを運営する者が、平成 27 年 3 月 31 日までの間において、市内にある当該医療施設について国の定める規模に準ずる病床数の削減を図るため、障害者グループホーム（主たる対象が精神障害者であるものに限る。）を市の基本的な考え方に添って整備する場合に限り、当該施設については、削減される病床数の 2 割程度の定員数を限度として、一定程度の必要がある施設とみなすことができるものとする。
- (6) この基本方針の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- (7) この基本方針の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- (8) この基本方針の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- (9) この基本方針の一部改正は、平成 30 年 7 月 1 日から実施する。



青梅市障害者計画 第5期（令和2年度～令和5年度）

発行日 令和2年3月

発行者 青梅市

編集 青梅市 健康福祉部 障がい者福祉課

住所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111（代表） FAX 0428-22-3508

